

議 事 日 程

平成28年第2回 浜中町議会定例会

平成28年6月15日 午前10時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	審査報告	「介護報酬の再改定を求める意見書」採択についての陳情（社会文教常任委員会報告）
日程第 7	発議案第3号	T P P協定の調印・批准しないことを求める意見書の提出について
日程第 8	発議案第4号	南スーダンへの派遣自衛隊の撤収を求める意見書の提出について
日程第 9	報告第 2号	専決処分の報告について
日程第10	報告第 3号	専決処分の報告について
日程第11	報告第 4号	専決処分の報告について
日程第12	報告第 5号	専決処分の報告について
日程第13	報告第 6号	平成27年度浜中町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第14		一般報告

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） ただいまから、平成28年第2回浜中町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（波岡玄智君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、2番堀金議員及び3番鈴木議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議会運営委員会報告をします。

本件については、議会運営委員会から本定例会の議事運営について、報告書の提出がありました。

委員長より報告を求めます。

3番鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） （口頭報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本件は委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は、委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。

これで報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定

○議長(波岡玄智君) 日程第3 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日から17日までの3日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から17日までの3日間と決定しました。

◎日程第4 諸般報告

○議長(波岡玄智君) 日程第4 諸般の報告をします。

まず、本定例会に付された案件は、お手元に配付のとおりです。

次に、今議会までの議会関係諸会議等については、記載のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議長(波岡玄智君) 日程第5 行政報告を行います。

町長。

○町長（松本博君） おはようございます。本日第2回浜中町議会定例会に議員全員のご出席をいただき、誠にありがとうございます。

先の議会から、本日までの主なる行政報告を申し上げます。

（行政報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） 引き続いて、教育委員会より教育行政報告を行います。

教育長。

○教育長（内村定之君） 前議会からこれまでの、教育行政の主なものについてご報告をいたします。

（教育行政報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これで行政報告を終わります。

◎日程第6 審査報告「介護報酬の再改定を求める意見書」採択についての陳情
（社会文教常任委員会報告）

○議長（波岡玄智君） 日程第6 審査報告を議題とします。

本件については、平成27年第4回定例会において社会文教常任委員会に審査の付託をしていたものであります。同委員会において審査を終了しこの度報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

1 番加藤議員。

○1番（加藤弘二君） （口頭報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから、本報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、平成27年陳情第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対する委員長報告は、不採択です。

この陳情を、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(波岡玄智君) 起立多数です。

したがって、平成27年陳情第1号を採択することは否決されました。

◎日程第7 発議案第3号 TPP協定の調印・批准しないことを求める意見書の提出について

○議長(波岡玄智君) 日程第7 発議案第3号を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

○議事係長(渡邊馨君) (発議案第3号 朗読あるも省略)

○議長(波岡玄智君) 本案について、提案者の趣旨説明を求めます。

1 番加藤議員。

○1番(加藤弘二君) TPP協定の調印・批准しないことを求める意見書についての趣旨説明を行いたいと思います。

私は、この間、TPPが国会の審議になってから、ずっとTPP交渉に関連する交渉に入ることに一貫して反対して参りました。たくさんの説明をしながら、ここまで来た訳ですが、当初は、TPP交渉について、民主党政権の時にTPP交渉について、国会に挙げられたものでありましたが、GDPに比較してみれば、農業のGDPは、ほんの1点数パーセントに過ぎません。TPPをやることによって、他の産業が、非常に大きな利益をもたらすという閣僚の説明で始まったものでありますが、しかしながら、全農、農協中央会を先頭にしながら、全国の農協や自治体、北海道でも、北海道議会、知事、オール北海道でTPP交渉に参加すれば、北海道の酪農は大変になると。断固反対という事で政党も政権政党も、このTPPには、断固反対と、ブレない、嘘をつかないという力強い反対で始まった訳ですけれども、TPP交渉が始まって、雲行きがすごく危うくなってから、国会決議というのが3項目出されましたが、それを照らし合わせてどうかと、言ってみれば3項目、いずれも、国会決議に違反したものだというのが明らかになりました。

しかしながら、そういう違反したものを、TPPの役員会、国際的な12か国の役員会が大筋合意したということになりました。大筋合意した途端に、それに対する、対策

のお金も出てきまして、T P Pで、これだけの被害を被ることに対する、被害がこれだけだ、ということまで出してきました。

その結果、J Aの全農中央会が先頭になっていたところが、今度は、組織が、民間の法人化になりまして、それ以降、農協の、全国組織も、反対の声を挙げることはなく、国から出された予算を、いかに活用して、自分たちの生産に、間に合わせるかという方向に進んだところであります。しかしながら、今年の4月に、国会に提出された、議論された中については、45ページの説明文ですが、その多くが、真っ黒に炭で塗りつぶされ、ほとんど、細かな内容が、明らかになっておりません。担当大臣が代わって、丁寧に説明をすと言っておりましたが、黒く炭で塗りつぶされた部分は、丁寧に説明するものではなく、6月1日終了の国会でも審議されることはなく、次期の国会に続くということになりました。

それで、12か国が参加している訳ですけれども、アメリカや、あるいは、日本が、このT P Pに、国会として批准しなければ、この交渉は無しになる訳です。わたしたちは、1次産業、国民の食糧主権をしっかりと守るためにも、このT P Pに参加することに断固反対です。そして、今回の参議院選挙においても、T P P断固反対で批准されないようなそういう議席を、反対の議員が持つよう私は願っているところです。

それから、このT P Pが通れば、あたかも輸出が盛んになるように報道されておりますけれども、2020年の農林水産省の数字に照らし合わせて計算したものがあまして、T P Pが決まれば、1兆150億円が輸出金額として上がってきますと。現在の状況で、そういうふうになっているのですが、何がそうかと言いますと、1兆円の中身は水産物が3500億円、これは、今でも、北海道を中心とした全国での水産物の生産したものが海外に輸出されております。パーセントで言えば、34.5%です。それから、味噌、醤油、清涼水、お菓子、即席麺、レトルトなどですが、こういう食品の原料は全部、外国から輸入したもので、加工したものを含めて5565億円、54.8%、牛肉や米、花、野菜、日本茶など純粋な農産物は8.2%で、本当に、農産物の輸出というのは、日本は少ないのです。それで、今、何か、T P Pが通れば、どこの農家も、国外への輸出で大きな儲けができるのだ、という報道がなされていますが、足元を見ればそういうことは遠い夢の話ではないのかなと思います。

私は、日本の受給率、これをきちんと守っていくということでは、T P P交渉には、絶対参加すべきものではありません。そして、今ですら、受給率が40%程、実際には

39%ですが、これが、TPP完全交渉で、関税が全て撤廃されたら、日本の農業の受給率は何と13%です。それでもって、独立国としてやっていくというのは、非常に難しいことだと思います。こういうことを決めるのは大人です。これから、日本に生まれ育っていく子供達が、食糧のことで困らないためにもTPPは断固反対。こういうことで貫くのが、私たちの努めだと思い趣旨説明といたします。

○議長（波岡玄智君） これから発議案第3号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、発議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（波岡玄智君） 起立少数です。

したがって、発議案第3号は否決されました。

◎日程第8 発議案第4号 南スーダンへの派遣自衛隊の撤収を求める意見書の提出について

○議長（波岡玄智君） 日程第8 発議案第4号を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

○議事係長（渡邊馨君） （発議案第4号 朗読あるも省略）

○議長（波岡玄智君） 本案について、提案者の趣旨説明を求めます。

1 番加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 南スーダンへの派遣自衛隊の撤収を求める意見書について、意見書を提出した理由ですが、なんで、南スーダン、あんな遠いところに行っている者に対して、意見書を出すのかということなのですが、南スーダンは、ちょうどアフリカの

中央部にありまして、自分たちで知っているところでいえば、ケニアとか、ウガンダとか、そういう国々の下に位置していて、比較的広い平原地帯であります。キリマンジャロとか、そういう高い山が遠くにそびえるような、どこから見てもそれが見えるようなそういう地域であります。

この、南スーダンでは、大統領派と、それに反対する副大統領派に分かれまして、2011年頃から戦闘状態に入りました。それで、一般の国民は、草原でほとんど農業で生活しておりますが、戦争が始まって以来、あちこちに逃げて、戦闘状態のところから逃げて生活をして、250万人の避難者がいるとも言われています。

そして現在では、避難民は、どこに避難するのかというと、色んな国から、国連南スーダン派遣団というのですか、横文字でUN、アンミスと呼ばれている外国からの派遣団の宿营地、そこが1番安全だとして、戦闘から逃れられる難民たちが、そこにいる訳であります。

そこに対して、大統領派は、宿营地に隠れている難民を敵軍と間違えて、攻撃をするという状態であります。すでに、日本の自衛隊は、2013年から国連の後方支援部隊として、食糧・医療を届けるのにPKOの一員としてそちらに行っておりました。しかし、その戦闘状態が、先ほど話したように、宿营地が隠れ蓑になっていることから、双方から攻撃されて、武器を持たずしてここには居られないということになりました。そのことで、途中から、国連軍は、PKOの基本5項目というのを一部改定しまして、今まで武器を所持しないということだったのですけれども、場合によっては、武器を持って応戦しても良いという、基本5項目が変わりました。

今ですら、350人が行っております。交代要員ということで、先日、5月22日に北海道から、127名の自衛隊員が恵庭、千歳を中心にして派遣されています。実際に、アフリカの草原の宿营地で、銃を持って両方の攻撃を受けるという事態ですね。北海道から、浜中からは、誰が行っているのか私はわかりません。隊員には、若い人もいれば、45歳近い人もいますが、20人位の自衛隊員がいると思います。

今回、安保法制、戦争法で改定されたことによって、攻められたら防護する。防護したら撃ち返すという、そういう法案が日本国憲法を破って決められた。そのことによって、以前は、撤収して帰ってきたいという、現地からは報告がありましたが、その後は聞いています。3月31日で、安保法制が稼働することになりましたから、撃たれた場合は、応戦するという事態になっておりまして、自衛隊員の命にとっては、大変危険な

状況にあります。元々、自衛隊を希望した皆さんは、災害復旧、あるいは、日本が、他国から攻撃を受けた時の、防衛にあたるという任務であって、海外に派遣されるという、しかも、銃を持って、戦闘に参加するという中身でない時に、自衛隊を希望している訳であります。そういう、何もわからない若者が、他国の戦闘状態の中で、無残にも、命を亡くすということは、私は、許されないと思うので、是非、派遣には反対して、早く日本に帰国するよう、政府に求めてほしいという意見書であります。皆さんの協力をよろしくお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） これから発議案第4号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、発議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（波岡玄智君） 起立少数です。

したがって、発議案第4号は否決されました。

◎日程第9 報告第2号 専決処分の報告について

○議長（波岡玄智君） 日程第9 報告第2号を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長

○町長（松本博君） 報告第2号、専決処分の報告について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の、一般会計の専決処分につきましては、第1回定例議会において議決をいた

だいた後に、特別交付税等が確定し財源に余剰が生じたため、これに伴う、歳入及び歳出の予算補正を、3月31日付をもって専決処分させていただいたところであります。

補正の内容としましては、歳出では、2款総務費、備荒資金組合納付金で、超過納付金として歳入歳出予算の確定見込みによる財源の余剰分1億2,900万円を追加するほか、基金積立金で基金利子の確定により財政調整基金利子積立金4万2千円、特定防衛施設周辺整備調整交付金基金利子積立金1千円を追加、人づくり基金積立金300万円の追加は、大地みらい信用金庫からの寄附金を積立てようとするもので、総務費全体で1億3,204万3千円の追加、7款土木費では、町道維持管理に要する経費で、町道除雪業務委託料の確定により1,187万7千円を減額、9款教育費、基金積立金の育英事業基金積立金50万円の追加は、丸善木材株式会社からの指定寄附金を基金に積立てようとするものであります。

一方、歳入につきましては、1款町税は、収入見込みによる増加、2款地方譲与税、3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、6款地方消費税交付金、7款自動車取得税交付金、10款地方交付税、11款交通安全対策特別交付金は、いずれも交付額の確定によるもの、16款財産収入、財政調整基金利子、4万2千円の追加は、いずれも利子の確定によるもの、17款寄附金、一般寄附金300万円の追加は、大地みらい信用金庫からの寄附、教育費寄附金50万円の追加は、丸善木材株式会社からの寄附で、20款諸収入、町預金利子13万6千円の追加は、収入実績によるもの、受託事業収入、39万8千円は農村私道除雪受託事業の確定による追加、21款町債につきましては、過疎地域自立促進特別事業債で、事業費の確定により300万円を減額。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、1億2,066万6千円を追加し、6億8,587万4千円となります。

次に、第2表地方債補正については、過疎債ソフト分の対象事業費の確定による補正であります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから報告2号の質疑を行います。

9番川村議員。

○9番（川村義春君） 歳出の15ページ、今後の財源の関係について確認をしますけ

れども、備荒資金組合の超過納付金、今年の3月時点の、超過納付金の額の総額については、9億2,348万2千円と聞いておりました。それで、今回、補正が1億2,900万円を加えると、10億5,248万2千円となりますが、これに、普通納付金があると思いますが、これに加えるといくらになるのか教えていただきたいと思います。

それから、もう一つが、人づくり基金積立金がありますが、これは、大地みらい信用金庫からの寄附金を充てるという事で、これも3月末で、4,106万7千円と聞いておりましたが、これに加えて、4,400万ということで理解してよろしいか伺います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長

○企画財政課長（金澤剛君） 備荒資金組合の納付金の状況でございます。今回の補正によりまして、超過納付金を納めておりますけれども、超過納付金の額につきましては、現在高10億5,000万、普通納付金については8,300万程度となっております。合計にしますと11億3,316万5千円となっております。

人づくり基金ですけれども、今回の、300万円の積み立てを計算に入れまして、現在高が4,534万7千円となっております。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、報告第2号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、報告第2号を採決します。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第2号は承認することに決定しました。

◎日程第10 報告第3号 専決処分の報告について

○議長（波岡玄智君） 日程第10 報告第3号を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長

○町長（松本博君） 報告第3号、専決処分の報告について、提案の理由をご説明申し上げます。

本町における、公益的法人等への職員の派遣につきましては、従来より、社会福祉法人浜中福祉会と職員派遣に関する協定を締結し、対応してきたところであります。

昨年度、浜中福祉会へ、職員を1名派遣しましたが、平成28年度においても、引き続き派遣を要することとなりましたので、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定により、条例の制定が必要であることから、施行期日の関係から3月31日付けをもって、専決処分により公益的法人等への浜中町職員の派遣等に関する条例を新規制定させていただいたところであります。

社会福祉法人浜中福祉会につきましては、本町の地域福祉政策の推進を図るため、人的援助を行うことが必要であることから、職員を派遣しているところであります。

なお、施行期日については、平成28年4月1日から施行するとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしました但、詳細につきましては総務課長から説明させていただきますので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） （報告第3号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから、報告第3号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、報告第3号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、報告第3号を採決します。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第3号は承認することに決定しました。

◎日程第11 報告第4号 専決処分の報告について

○議長（波岡玄智君） 日程第11 報告第4号を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長

○町長（松本博君） 報告第4号、専決処分の報告について、提案の理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、平成28年度税制改正大綱に基づき地方税法等の一部を改正する等の法律及び関連する政令・省令の一部が改正され、平成28年3月31日付けで公布となっていることから、浜中町税条例の関連規定を改正する必要が生じたので、3月31日付けをもって専決処分により浜中町税条例等の一部を改正する条例を制定し、同日付をもって、公布したところであります。

この度の専決処分については、施行期日が、平成28年4月1日施行に伴うものの改正であり、改正内容の主なものにつきましては、第1条では、固定資産税に関わるわが町特例の設置及び改正、第2条では、町たばこ税に関する経過措置の規定の整備について関連する項目について、所要の改正をするものです。

なお、施行期日が、平成29年1月1日及び、平成29年4月1日施行に伴う法人町民税及び軽自動車税等の改正につきましては、一部、道と協議を要するものがありますので、9月定例以降に条例改正をする予定であります。

本改正につきましては、総務省から示された市町村条例等の一部を改正する条例の例に基づいたものであります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたが、詳細につきましては、税務課長より説明させていただきますので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 税務課長。

○税務課長（梅田一光君） （報告第4号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから報告4号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、報告第4号を採決します。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第4号は承認することに決定しました。

◎日程第12 報告第5号 専決処分の報告について

○議長（波岡玄智君） 日程第12 報告第5号を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長

○町長（松本博君） 報告第5号、専決処分の報告について、提案の理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、行政不服審査法等が改正され、平成28年4月1日から施行されるのに伴い、3月定例会において、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定いたしました。その後、総務省より附則第3項に係る、固定資産評価審査委員会条例の一部改正に伴う経過措置、の内容修正の通知があったことから、附則第3項を改正する必要が生じたので、3月31日付けをもって専決処分により所要の改正を行ったものです。

なお、施行期日については、公布の日からとし、前回3月定例会で改正した平成28年4月1日施行日の前に改正することとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご承認くださいますようお願い

い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから、報告第5号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、報告第5号を採決します。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第5号は承認することに決定しました。

**◎日程第13 報告第6号 平成27年度浜中町一般会計繰越明許費繰越計算書の
報告について**

○議長（波岡玄智君） 日程第13 報告第6号を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 報告第6号、平成27年度浜中町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、提案の理由をご説明申し上げます。

繰越明許費の事業につきましては、平成27年第4回定例会において、役場庁舎耐震診断業務委託料、小学校の校舎等補修工事及び中学校の校舎等補修工事の3事業、また、平成28年第1回定例会において、道自治体情報システム協議会負担金、風力発電施設修繕料及び北海道釧路地域・東京特別区交流推進事業負担金の3事業の計6事業について、事業の性質上いずれもその実施に相当の期間を要し、かつ、事業が年度内に終わらない見込みから、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、あらかじめ翌年度に繰り越して使用する繰越明許費の議決をいただいたところではありますが、5月31日の出

納閉鎖により翌年度への繰越額が確定したことから地方自治法施行令第146条第2項の規定により、計算書を調製し報告するものであります。

なお、平成28年度への繰越額は1億1,406万3千円で、繰り越す財源は、国庫支出金及び道支出金で2,701万4千円、町債3,500万円のほか、一般財源5,204万9千円となります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 本件に対し質疑があれば、これを許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

◎日程第14 一般質問

○議長（波岡玄智君） 日程第14 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

9番川村議員。

○9番（川村義春君） 通告順に従い、一般質問を行います。

まず、役場庁舎の早期建設に向けてであります。5月27日に開かれた、全員協議会で役場庁舎の耐震診断結果が報告されました。現庁舎の耐震度を示す、I S値（構造耐震指標）が0.174であり、国がもつめる基準の、0.75を大きく下回っており、縦・横揺れともに、耐震性に疑義があり、と判定されました。

町長は、昨年6月定例会での一般質問に対し、耐震性に不安があり、建て替えが必要なのは明らかであり、防災面からも大きな課題である。基本調査計画に6か月、実施設計も6か月以上はかかるので財源も含め、時間をかけて職員と一緒に積極的に進めたい。と答えておりました。

現庁舎の耐震判定は、NGであり、その結果を踏まえて出した結論が現在地。近い高台（裏山）も遠い高台（農村部）も現時点では建設は無理。現在地しかないのと結論は、町長の英断であります。

そこで、役場庁舎の早期建設に向けてのスケジュールなどについて伺ってまいります。

1点目、庁舎の建設場所は現在地としておりますが、町長は、役場裏山への庁舎建設は完全に断念したと思っているのか。そういうふうには思っていないのかお伺いしたいです。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） ご質問にお答えします。私は、昨年6月定例会の行政報告において、新庁舎建設に向けて再提案は難しいと判断し、時期を期したいと、申し上げました。また、当定例会において、9番議員より頂いた一般質問で、防災機能を備えた新庁舎建設は、現在の役場裏山への移転新築が、最良の策と思っているのかという、ご質問に、役場裏山への移転は、特に、津波災害に対する防災体制を素早く整えられる点、津波浸水区域から移転して、施設の安全を確保できるという点、さらに行政サービスの点も踏まえ、最も、望ましい方策であったとお答えしたところであります。

それから、1年が過ぎました。私の思いといたしましては、現庁舎裏山の移転を、完全に断念した訳ではございませんが、職員の英知を結集し、提出したこの案は、今でも最良であると思っています。しかしながら、現庁舎の耐震診断を実施し、I S値0.174と耐震性に疑問あり、という結果になりました。つまり、庁舎の改築が必要なのは明らかであります。この危険な庁舎に来庁される町民の皆さまの命、そしてまた、職員の命は大きな地震が起きた場合、危惧される訳であります。このことから、何よりも、庁舎の安全性を確保するため、新しい庁舎を建設する時間的な猶予は、あまり無いというふうには判断しております。早期に現在地での建設を目指して、取り組んでいきたいと考えていたところであります。

○議長（波岡玄智君） 9番川村議員。

○9番（川村義春君） ただいま、町長からですね、役場裏山への建設について、完全に断念した訳では無いけれども、現庁舎の耐震結果から、職員を含む、来庁される町民、この方々の命を守るためにも、早期に現在地での建設を目指すというような決意が述べられたものであります。町民の期待に応える新庁舎建設に向けては、行政と議会が一致結束すべきであると、強く、私は、思っているところでもございます。

事務的な質問をさせていただきますけれども、地方自治法第4条第3項の規定による、3分の2以上の同意というものは、現在地から他に庁舎を移す場合に適用される特別議決でございます。庁舎の建設位置を巡っては、これまで、数度にわたり、専門家や、有識者などからの意見聴取を求める質問も出てきております。町長が、最良とした役場裏山

ではなく、特別議決のいらない現在地へ建設すると最初から提案していれば、このような議論にはならなかったように思うわけであります。専門家や有識者というのは、机上で研究されている、学識経験者を想定されていると思いますが、私が思うには、これまでの津波災害を実体験している町民が、一番の有識者であります。また、過去の津波災害に的確に対応してきた、経験と実績を持つ職員も専門家であり、これまで、町民の説明責任というものは、私は、十分果たしてきたと思っていますので、いわゆる学者の意見を聴く必要性は感じないのですが、どう思っているのかお聞きをしておきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 有識者、専門家からの意見はということでございますけれども、過去にそういった質問は、多々いただいたと思っております。昨年9月の、定例会ですけれども、その際、町長、これだけ町で揉めて分かれた部分に対する前歴を知っているのです、なかなか、専門家は入って来られないのではないかと。多分、手を引くのではないかと思う、というような答弁をしております。

これまで町といたしましては、議員の皆様には、随時、ご説明させていただいたと思っておりますし、その際には、数多くのご意見をいただいたと思っております。議員おっしゃりましたとおり、町職員も、浜中町の災害においては、その都度、対応しております。そんな意味からしますと、町職員も、有識者という形になろうかと思っております。

今回の耐震診断の結果につきましては、大変憂慮すべきものであり、本来であれば、庁舎を使用することは可能じゃないというような、大変、厳しい結果だと思っております。そういうようなことを考えると、庁舎の建設については待ったなし、早急に取り掛からなければいけない、大きな課題だとも思っております。ただ、庁舎の設置場所につきましては、本来、その町の意味で決定すべきものだと思います。他の外部の機関だとか、そちらの方に判断を委ねるべきものではないと思っております。

以上のようなことから、外部の意見、専門家・有識者からの意見聴取というようなものについては、難しいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 9番川村議員。

○9番（川村義春君） 全く、私の考えていることと同じような答弁をしていただきました。専門家の意見を聴く、有識者の意見を聴くということは、仮に、聴いてそれが結

果として、やっぱりここがいいのだと言ったら、それに従ってもらおうというようなことにもなってくる訳です。私は、この町の庁舎については、町民の英知を結集して、一番望ましい所に建てるというのが、本来の姿だと思っていますので、私は、そういった意味からすると、今の答えで十分かと。まして、町長が、現在地で進みたいということですから、何ら、議論する必要はないと思っております。

続けて2つ目の質問ですが、先程、町長も言われましたけれども、裏山への建設が可能となれば、私も、最良と思っているところであります。それで、現庁舎を解体しないで新庁舎を建設可能にする方法として、裏の敷地も建てる気になれば建てられるのですが、現地番の、東4条1丁目35番地1と、西側になります隣地の西4条1丁目28番地、どちらも町有地です。これを合筆する事によって、余裕を持って、工事が着工できます。そして、庁舎完成後、現庁舎を解体すれば、3本目の避難道整備も可能になる、このように思うわけです。庁舎は、裏山に建てることになっても現在地に建てることになっても、字界区域の変更によっての、合筆は早い段階で済ませておく必要があると思います。お金のかかる問題ではないと思うので、これらについて、合筆の関係、それから、避難道の関係について、見解を求めたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 今、議員おっしゃられました、東4条1丁目35番地1と隣接地の西の4条1丁目28番地の合筆ということでありまして、これにつきましても、検討材料の一つになろうかと思っております。

また、新庁舎建設の際にはですね、当然、来庁される、町民の皆様の利便性が第一ということになろうかと思っております。また、駐車スペース等も十分配慮する必要もございます。これらを含めて、今後、十分検討させていただきたいと思っております。また、避難道につきましても、霧多布地区の皆さんには必要なものでございます。これらの課題を含めまして、合筆についても、迅速に内部で協議を進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 9番川村議員。

○9番（川村義春君） 今、総務課長の方から合筆ということで話が出ました。これについて、合筆と簡単に言いますが、字界区域の変更が伴ってくると思いますが、これが終わらない内は合筆ができないということですので、その事務手続きを早急に進めていただきたいなと思っております。これは、事務的にできることでありますので、よろ

しくお願いしたいと思います。それから、3点目に移らせていただきます。町長は、庁舎に、防災センター機能を含めるか、否か、検討していると、この前の27日の全員協議会の席上、述べられていたと思いますけれども、職員の英知を集めた新庁舎建設準備検討委員会がまとめた最終案、これを基本にすべきと私は思います。防災センター機能を備えた新庁舎建設は、事務室や避難所を兼ね備えた会議室などを高層化して建設することにより、緊急防災・減災事業債、俗に言う、緊防債の対象となりまして、建設財源の縮減が図られるとともに、課の集約化を進めることで、ワンストップサービスが可能になるなど、住民サービスの向上につながると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） お答えいたします。事務室や高層化などにつきましては、重要な検討事項と考えております。また、防災センターにつきましては、災害対策本部長である、町長と防災対策の担当者などが同じ施設にすることが、非常に重要であります。その点も考えながら進めたいと思っております。緊防債につきましては、現時点で、平成29年度以降の継続が確定しておりません。しかし、釧路地方総合開発促進期成会が行う平成29年度開発予算要望において、緊防債の、平成29年度以降の継続及び対象事業の拡充が要望書に明記される予定であります。また、10月に、北海道町村会の主催により開催される政策懇談会の際に、釧路町村会を通じ、平成25年度に本町が提案したのと同様、この起債継続を強く政策提案してまいります。こうした要望活動を行うとともに、防災関係の補助制度等の活用も検討しながら、将来の財政負担が極力伴わない形で進めたいと考えております。高層化もそうですが、事務室の配置につきましては、新庁舎になった場合は、ワンストップ化ということで検討させていただきたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 9番川村議員。

○9番（川村義春君） わかりました。1つ聞いておきたいのですが、緊防債の行方なんですけれども、この前の話ですと、11月か12月頃には延長されるかどうかが決まるというような内容ですけれども、この緊防債、今現在の制度的には、建設事業費、対象事業費の100%が起債対象で、70%が交付税算入されるということですから、30%を一般財源で建設できるというような有利な制度であります。今後の見通し、再度、新しく延長される場合に、その辺がどういうふうになるのか、もし、何といたいま

すか、事前に聞いていることがあれば、ちょっと知らせていただけないかと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 正式に決定する時期につきましては、前回と同じく地方財政計画が発出される11月、若しくは、12月ですね、国会の動向によっては、越年ということも考えられないわけではありませんけど、そのような時期になるのかと。仮に延長された場合の制度設計といたしますか、制度につきましては、今のところ正式には示されておりません。あくまでも、道からの想定ということですが、九州の地震等もありましたので、制度は延長されるのではないかという観測であるそうです。ただ、そういった大きな災害もあるということで、恒久化も視野に入って検討されているようだというような情報しかこちらでは、今の所得ておりません。

○議長（波岡玄智君） 9番川村議員。

○9番（川村義春君） 今ので結構です。例えば、交付税算入額が70%から60%に落ちるとか、こういうことがあるとすれば、どうなのかなと危惧されるところもあるものですから、一応、聞いてみたわけです。従来どおりの制度で恒久化されれば、なお、良いと思っている次第であります。次に4点目に移りたいと思います。現在地での建設に向けた基本調査設計委託は、町の単独費ということになります。町の単費ですね。それはついては、後ほど、特交の対象になると聞いておりますけども、有利な起債の活用を図るための要請行動の基礎資料とするために、私は、9月定例議会を待たずに、基本調査設計委託の予算措置と併せて、建設地の合筆に関する字界区域の変更を議案として提出してほしいと思っておりますが、その用意はあるかどうかお聞きしておきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 9月議会を待たずにということですが、今の段階では非常に日程的に厳しいものがございますので、作業的にも厳しいのでそれは難しいと考えております。合筆というお話もありました。先程、お話ししましたけれども、今後、十分、検討するというところでございます。それに伴いまして、区域の変更もありますので、建設場所が決まりましたら、当然そういうことも皆さんの方に提案になる場合もあるかと思っております。

○議長（波岡玄智君） 9番川村議員。

○9番（川村義春君） 後段聞き取れなかったのですが、建設地が決まってから動

き出すということでもいいですか。建設地というのは、概ね、もうすでに決まっているの
でしょうけども、町長はきっちり決めたわけではない。山の上、裏山を断念したわけ
はないと言っていますから、今後のスケジュールによっては、変わって来るんだと思っ
ております。

防災関係の最後の質問になるかと思いますが、基本調査設計を基に、進められる
実施設計から本工事までの大きなスケジュールを、年度ごとに示していただきたいの
ですが、よろしいでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 現段階で想定されるということでのスケジュールでござ
います。先日、全員協議会で町長も申し上げましたとおり、今年度、まちづくり懇談会
が開催される予定となっております。まちづくり懇談会を、9月定例会明けから10月
まで、1か月半程度を要して実施する予定でございます。その後、まちづくり懇談会に
おいて町側から説明申し上げた後、11月に基本調査設計費の予算提案になろうかと考
えております。その後、12月に、基本調査設計を発注し、期間は、来年8月位まで
になろうかと思っております。29年9月に、それに基づきまして実施設計費の予算を提案とい
う形で考えております。併せまして、予算提案が終わり次第、実施設計に取り掛かると
いうことで、おそらく年度一杯から、翌年、30年の5月位までかかるのではないかと。

30年5月に、建設に係る予算の提案、当然、事業費が大きくなりますので、工事の契
約については議会案件となりますので、6月に建設工事の発注、当然、事業費が大きい
ということ継続費になろうかと思っております。仮に、3年延びれば、31年度までとい
うことになろうかと思っておりますので、31年度一杯の工事という形で考えております。現庁
舎の解体工事ですとか、周辺の整備につきましては、起債の対象外となります。その後
32年度以降の工事になろうかと考えております。

○議長（波岡玄智君） 9番川村議員。

○9番（川村義春君） まちづくり懇談会が、9月から10月、例年よりも早めに行わ
れるということでもあります。その場で、建設に関わる部分の説明をしてですね、11月
に基本設計を予算措置して12月発注かと。29年9月には、実施設計の予算を提案し
て、1年近くかけて、実施設計を行うと。30年の5月まで、実施設計かかるという話
ですけども、30年6月以降に工事を発注するとして、継続費を組むということですね。
そうしますと、解体工事が32年頃からと。第3の避難道の関係はどうなりますか。そ

の辺、お聞きしておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 避難道の関係についてでございます。庁舎の建設方法にもよるとは思いますけども、単純に考えますと、火防線を延長しての避難道設置になろうかと思っております。そうした場合、現庁舎が支障になるという形になりますので、新庁舎建設後、先程、解体と周辺整備と申し上げましたけど、それと同時期に取りかかる形になるのではないかと想定しているところであります。

○議長（波岡玄智君） 9番川村議員。

○9番（川村義春君） 今の答弁で結構です。この質問の最後に、あえて町長からお聞きしたいのですけれども、防災機能を備えた新庁舎については、現在地への建設を目指すかと決意を込めて述べられておりますが、裏山への建設についてですけれども、条件を整えば、役場の位置を定める条例の一部を改正する条例、昨年3月定例で出しましたけれども、その再提案を9月定例議会待たずに、条件を整えばやる意思があるのかどうか、その辺を最後に聞いておきたいと思っております。町長、お願いします。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 今、仮の話という前提が付いていましたけど、もし、そういう条件が整ったという状況が確認された段階では、先程示したスケジュールはもっと早くなってくると思っております。先程、課長から言ったまちづくり懇談会で、2年前のまちづくり懇談会では高台でやりたいと説明しましたが、今回はそういうことからすると、現在地でしか道がなくなった、次善策だということで説明させてもらって、議会提案したいと思っておりましたけれども、もし仮にそのことがあるとすれば、スケジュールは早まるし、まちづくり懇談会では、議会の同意を得ているとやっているということの報告で済みますから、逆に早まって、定例じゃなくて、臨時議会でも上がる可能性はあります、あくまで仮の話ですが。

○議長（波岡玄智君） 9番川村議員。

○9番（川村義春君） 町長から、最後に、庁舎建設に向けての話を確認させていただきました。ありがとうございました。

それでは次に、もう一点の目玉事業と申しますか、浜中町創生総合戦略について伺ってまいります。

○議長（波岡玄智君） 一般質問の途中ですがこの際暫時休憩します。

(休憩 午前 11 時 58 分)

(再開 午後 12 時 59 分)

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

9 番川村議員。

○9 番（川村義春君） 浜中町創生総合戦略について、ご質問させていただきます。浜中町の創生総合戦略が先般、策定されましてその概要が説明されました。その施策の体系としては、魅力あふれる地場産業の振興と安定した雇用を創設するというところで、6 項目。2 つ目が、若い世代が希望をもって、結婚・出産・育児が出来る環境を構築する。これが 5 点。誰もが安全を実感して住み続けられる町づくりということで 3 点に絞って施策の体系が組まれております。

本町の、最上位計画である総合計画との整合性を図り、推進するとのことでございますが、具体的な事業内容が解る、5 か年の実施計画の策定を望みたいわけですが、その辺についての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 浜中町創生総合戦略につきましては、急速な少子高齢化等への確かな対応し、特に、若い方々の地方からの人口流出に歯止めをかけることを目指す国のまち・ひと・仕事、創生総合戦略、さらには、北海道が策定した、北海道創生総合戦略の内容を勘案するとともに、平成 27 年度中に同じく策定した、浜中町人口ビジョンの内容を踏まえ、平成 31 年度までの本町の人口減少対策の目標、施策を示すものでございます。本町の総合戦略につきましては、1 つ目に魅力あふれる地場産業の振興と安定した雇用を創設する。2 つ目に、若い世代が希望をもって、結婚・出産・子育てが出来る環境を構築する。3 つ目に、誰もが安心・安全を実感して住み続けられる町づくりという 3 つの基本目標を掲げ、その基本目標に沿った形で、施策の基本的な方向性や関連する施策、重要業績評価指標、K P I を設定しております。議員おっしゃる具体的な事業内容がわかる実施計画の策定についてでございますけれども、本町の、総合戦略の基本的な考え方につきましては、戦略の本文にもございますように、本町の最上位計画でもある、第 5 期浜中町新しいまちづくり総合計画と十分に整合性を図ることとしており、総合戦略に関連する事業、総合計画の実施計画にも登載することを十分に考えられます。また、昨年度、本町の総合戦略の策定と推進を図るため、町民の皆様からご

意見やご提言を頂くことを目的に組織した、浜中町総合戦略推進委員会の会議におきましても、行政サイドより、町民の皆様にとって総合戦略で示す施策の実施計画を作ることを検討する旨、委員の皆様にお話しさせて頂いたところでございます。

さらに、当初の総合戦略の中には無くても、今後において、新たに必要とされる施策が追加されることも十分考えられます。予算確保が必要なものも出てくることも予想されます。このことから、総合戦略につきましては、総合計画と同様、実施計画を策定し関連事業を明確にしながら推進していきたいと考えます。

○議長（波岡玄智君） 9番川村議員。

○9番（川村義春君） 大変わかりやすく説明をしていただきました。ソフト重視の計画になろうかと思うのですが実施計画、これを作ることによって見える化が出来る。何年に、こういう事業が進められるということがわかりますので、是非、作っていただきたい。このことについては、策定の際の推進委員会でも検討するというのが、今、延べられましたので、是非作っていただきたい。私ですね、26年12月定例会で、この地方版総合戦略の策定ということで一般質問しております。その中で提言したのは、婚活支援事業の推進をするべきだという部分とか、グリーンツーリズムによる町おこし。これは、民泊による体験学習などをどんどん取り入れて、浜中町の魅力をPRすることとか、あるいは、冷涼な気候を逆手にとって、空き家を改造するなどして、移住化に繋げていくなど、3点ほど案を挙げておりました。その中では、婚活事業については、まさに、この計画に位置付けされておまして、私は、是非、これを強力に進めてほしいなというふうに思っていますけれども、そのほかに、地域おこし協力隊というのも、私、提言しているのですね。これらの事業を推進するためには、地域おこし協力隊というのは、本当に役に立つというか、3年経ったら地元に残るということで、地域おこし協力隊は、管内的にも、弟子屈、鶴居、今日の新聞では白糠ですか。それで、厚岸でも、地域おこし協力隊をなんらかの形で入れていると。この部分について、内容は、十分、承知していると思いますけれども、26年度から、特別交付税で100万追加して、年間500万入ってくると、それを原資にして、最低3年間、雇えるという制度ですから、観光振興にも繋がられますし、先ほど言った部分で、それぞれの仕組みを作る部分とか実際、現場に入って活動するとかという部分でも、有効に機能するのではないかと考えていますので、是非ですね、他町村の真似という話ではないと思うので、浜中独自の活性化策、振興策というのは、当然、課題としてあるわけですから、地域おこし

協力隊についても、浜中町創生総合戦略の5か年の中に、ローリング形式に組み入れていく考え方を、是非、持ってほしいと思いますが、その辺のお聞かせして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 今、地域おこし協力隊の話がありましたが、町長自ら勉強できていないということもありますが、管内でも、新聞にもこのこと出ておりますし成功例もあると聞いています。そんな意味で、是非、決して、私は、真似でもいいと思うのです。うまくいくな。もし、そのことも含めまして、勉強をさせてもらって、できるのであれば、観光ですとか含めて検討できないかと思っています。そんな意味で、少し時間をいただいて、今年度は、勉強含めて成功例も含めて、どうしたらうまくいくのかも含めて検討させていただきたいと思っています。

○議長（波岡玄智君） 5番秋森議員。

○5番（秋森新二君） 今回、通告しております、道が策定予定の減災計画の概要の公表と併せて、2件の防災関係の質問をさせていただきますのでよろしく願い申し上げます。

はじめに、4月14日、16日発生の九州熊本地震で亡くなられた方々、また、被災されている多くの方々に、お悔やみとお見舞いを申し上げたいと思います。1日も早い復興と、1日も早く、普通の日常生活が戻られることを願っております。

北海道は、3.11の東日本大震災を見て、地震の震源域を大きく拡大をし、マグニチュード9.1の大地震と大津波を想定しました。このとてつもない想定に、浜中町も含め、太平洋岸の各自治体は、住民の命を守るべき、早急の対策を迫られております。今、浜中町は、防災計画に則って、着実に防災対策を進めておりますが、避難タワー、避難道路等のハード面は当然、北海道及び、国の協力無くしては成し得ない現実があります。

北海道は、マグニチュード9.1の大地震と大津波の想定に対し、道内を4分割して減災の目標数値達成期限、具体的な被害を盛り込んだ減災計画を、平成27年度までに策定するとしていました。この4分割ですが、一つは十勝・釧路・根室、二つ目は、渡島・桧山・日高・胆振、三つ目は、石狩・空知・後志、四つ目は、上川・留萌・宗谷・オホーツク、こういうふうに4地域に分かれております。平成24年の2月の新聞報道では、人的被害の目標値を達成するため具体策として、住宅や建設物の耐震化率、堤防

や防潮堤の整備延長、津波避難ビルの指定数、自主防災組織の組織率、それぞれの目標値と達成期限を設けて、地震津波被害の軽減に向けた総合対策をすることとなっております。このことから、次の点について伺いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

平成27年度までの、減災計画は策定されているのかどうか。策定済みの場合、概要説明をお願いいたします。人的被害対策の観点から、その公表は急務だと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 平成27年度までの減災計画は策定されているかということについてのお答えをいたします。ご質問の報道内容は、平成24年2月22日の北海道新聞朝刊に掲載の報道内容と思います。ここで、北海道の減災計画の経過についてご説明いたします。

東日本大震災を踏まえ、北海道では、平成23年6月に北海道に津波被害をもたらす想定地震の、再検討ワーキンググループを設置し、想定津波の点検、見直しに着手しております。平成24年2月の、この時点では、津波浸水予測調査に加え、新年度から、4年をかけて、津波被害想定調査に着手し、減災計画を作るということでありました。平成24年6月28日には、北海道より、太平洋沿岸の津波浸水予測図が公表になりました。引き続き、北海道では、平成25年5月より減災目標の策定のため、地震防災対策における、減災目標策定に関するワーキンググループを設置し、平成26年3月には中間報告をまとめております。

一方、国においては、平成27年2月から、本道を含む太平洋沿岸に大きな被害をもたらす、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について地震防災戦略の改定作業が開始され、今後は、南海トラフ地震と同様の、最新の地形による被害想定や、新たな対策内容が策定されることから、北海道として、国の戦略改定作業に連動して被害想定や、減災目標の設定を行っていくこととなっております。この国の戦略改定作業は、平成29年度末を期限として進めております。このような状況であります北海道では、減災計画の策定には至っておりません。この減災計画の策定については、今後、これまでの検討作業を踏まえ、国の戦略改定作業に連動して、被害想定や減災目標の設定を行っていくこととなっております。

○議長（波岡玄智君） 5番秋森議員。

○5番（秋森新二君） 中間報告までいっているということであれば、中間報告はどう

なっているのですか。これは地震度によつての被害想定で人的被害があるというような中間報告ですか。その中間報告を教えてくださいませんか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 中間報告については、地震と津波によるものとなっております。地震については、十勝・標津とか内陸部の地震、太平洋沿岸では十勝沖・釧路沖・根室沖に対する季節ごとの被害想定を行った中間報告となっております。

○議長（波岡玄智君） 5番秋森議員。

○5番（秋森新二君） 津波と地震度によつての中間報告がされているということですから、人数とかは出ていないのですか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 十勝・根室・釧路に関しては、人的被害と建物被害ということで死者数、重軽傷者数、建物に関しては全壊と半壊についての数値が出されております。まず、人的被害のほうからお話申し上げます。釧路で十勝沖地震の場合で死者数が19人、重軽傷者数が671人、建物被害は、全壊で544棟、半壊で2534棟、根室では、標津沖断層地震で死者が4人、重軽傷者数が165人、建物被害は全壊で206戸、半壊が1100となっております。

○議長（波岡玄智君） 5番秋森議員。

○5番（秋森新二君） 今のは、マグニチュード9.1を想定した被害ということなのですか。それとも2006年に出された釧路・根室と十勝を連動した想定、そちらは8.6を想定しているのですが、今回は、三連動で9.1ですから、その人的被害がどうなっているのか、それと、中間報告されているのかというのを伺っているのですけれども、今の話を聞くと、今回の9.1の被害想定と、ちょっと違うような気がしますがその辺もう一度確認をしたいのですが。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 今、私が報告しましたのは、釧路においては、十勝沖地震のマグニチュード8.2を想定しております。根室においては、標津断層帯の地震でマグニチュード7.1を想定しております。このように、連動型でなくて、地域ごとに地震についての被害想定を算出してしております。25年、26年、27年で、一応、3地区の部分では終了しております。中間報告ですけれども。

○議長（波岡玄智君） 5番秋森議員。

○5番(秋森新二君) よく理解できなかったのですが、その後の中央防災会議、南海トラフを参考にして、北海道でも想定を決めている流れになっているようですが、南海トラフの方も、29年度まではそういう数字が出てきていないということで、北海道も、それに習って、人的被害等が確定できないのだという説明でしたよね。南海トラフでありますけれども、想定域がありましたが、2002年には、房総半島から四国の付け根まででマグニチュード8.8を想定していましたが、東日本大震災をみて、震源域を房総半島から、九州までの震源域にして、その人的被害は国が想定したのですが、32万3000人で、その、32万3000人をどう軽減するのかというので、建物被害、耐震化率が家具の転倒防止などによって、8万2000人が1万5000人になるだとか、それから、津波が、発生後すぐに、避難ビルなどを活用して避難をする。それが、23万人が4万6000人になるだとか、それから、火災によって1万人が初期消火や、感震ブレーカーなどの物によって、300人まで減らせるとか、そういう具体的に対策を取るのも中央防災、国はやっているのですが、北海道はまだそこまで、南海トラフの方ではやっているが、北海道は、そこまで具体的なものは考えていないということにもつながると思います。そういう事なのですか。

○議長(波岡玄智君) 防災対策室長。

○防災対策室長(小原康夫君) 先程まで、27年の中間報告の数値を出しましたが、北海道は、まだ、マグニチュード9.1に対する被害想定等の部分の数値等は発表しておりません。それで、今後、29年度末までに国が行う、日本海溝・千島海溝周辺の海溝型地震の想定部分の数値が出てきたときに、初めて、今までの作業が連動することになっております。

○議長(波岡玄智君) 5番秋森議員。

○5番(秋森新二君) 最後に聞こうと思っていた、策定済みでない場合は、公表時期を明らかにできないということは、今、言っていることにつながるということですよ。ちょっと、後手の対策のような気がしますね。今年、もう、5年目ですから。東日本大震災から5年目に入っていますから、当然、南海トラフのことは、中央防災会議である程度の予算は、まだついていないかもしれませんが、具体的に数字が上がってきて、こういうことをやれば、この位の人を救えるのだ、ということまで出ているのですよ。北海道は中央防災会議の動きに沿って、決めているところが、未だに、未策定ということは、出した北海道もそうですけれども、それに携わった大学の先生方、地震研究に携わ

っている先生方が、少し無責任なような気がするのですが、当然、地方では、小さな自治体では、その対策を考えながら、ハードな避難タワーとかそういうものに対しての予算が無いということは、北海道と国とセットになって、減災対策をやっていかなくてはならないという動きですから、ちょっと無責任なような気がしますけれども、これを言われましても困りますよね。感想だけお聞かせください。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 今、言われました5年も経って、まだできていないということですが、本当に27年の段階から、実際には足踏みしているような状況でございます。当然、今年の道議会においても、高橋知事が太平洋沿岸の地震津波対策の実行性を高めるため、国の戦略改定作業と連動して被害想定や減災目標を設定して公表を行っていきま、とっておりますが、時期については、全く、公表されておられません。残念な事ですけれども、時期は全く見えておりません。それが今の現状であります。

○議長（波岡玄智君） 5番秋森議員。

○5番（秋森新二君） このことに関連して、考え方と言うか、北海道に対し、言ってほしいことがあるのですけれども、この24年に作られた、北海道から諮問を受けた道の防災会議専門委員会、ワーキンググループと言って、座長に、笠原稔北大名誉教授になっており、委員が12人で、北大の教授、助教授等が9人入っています。あと、気象庁から1人、一般の方が2人のメンバーの会議です。それが、今、お話があった中央防災会議の想定に沿った、北海道の9.1という想定を出しているのですけれども、この震源域については、先程も話しましたとおり、2006年の発表の時には、釧路・根室沖、それから十勝沖の2つでもって、同時に動いた場合は、マグニチュード8.6の想定なのです。それが、東日本がびっくりしてしまっ、北海道も、国もそうだと思うのですけれども、三連動にしてしまったのです。釧路・根室沖、十勝沖、そして三陸沖北部、これは青森県の方にあるのですが、この箇所も入れて、これが、同時に動いた時に9.1の地震が発生するということなのです。ですから、相当、無理な想定だと思っているのですが、これが大学の先生方、北海道が示した決め方ですから、一概にどうのこうのとは言えませんが、なかなか言いづらいことですが、罵声しますが、今回の報告書でも、今回の想定は、断層全体が1割動くことを仮定していますが、何回か分けて動く可能性も考えられ、今後は、更なる検討を行う必要があるとっております

また、今回の想定は、東日本大震災発生後、1年余りという限られた期間の中で行わ

れたものであり、今後、適時検証・修正を行う必要がありますとも言っているのですよ。そして、この報告書は、1から6の項目に分けて作られています、6の終わりですが今回の見直し結果は、現時点で得られる最新の津波、堆積物データに基づき、北海道太平洋沿岸部での最大クラスの津波の想定を目指して行われたものでありますが、様々な仮定に基づいていることから、今後の調査・研究の進展と伴って、適時、検証・修正されるべきものです。くだりでは、沿岸における防災対策の基礎資料とすることを目的として作成されたものであり、このような津波の発表を予測するようなものではありません。ここまで言って、やはり大学の先生も自信無いのですよ。国の防災会議の流れがありますから、やむなく三連動という震源域を作ったのだと、私は勝手に解釈しております。それでなかったら、ここまで遜って、道民の皆様に申し訳なさそうな表現をしないと思うのです。それが、未だに、そこまでのものを作ったからには、責任があると思うのです。北海道もワーキンググループの方々も。もう少し、明るい回答があると思っていましたが残念であります。29年とってましたが、大変長い期間、待たなければならぬですね。わかりました。

次の質問に入らせていただきます。通電火災に威力を発揮する、感電ブレーカー設置の助成に関してご質問をさせていただきます。

4月に発生した、九州熊本地震に地震大国である現実と活断層の脅威を見た思いであります。北海道の主要活断層は9カ所、道東では、標津活断層帯でマグニチュード7.7以上、十勝平野活断層帯でマグニチュード8程度と想定されております。57年前に弟子屈地震マグニチュード6.3が記録されております。この間、5月11日に民放でありますけれども、北西方向へ4.5センチ、太平洋側から押されて地殻が動いて、弟子屈付近が、最大の歪みが出ていると言われております。活断層の存在は、すべてが明らかにはなっていない。未知の活断層もあり、いつどこかで、直下型地震が起きてもおかしくないと言われております。

3.11後、将来の地震の想定が大きく変わりました。北海道太平洋沖地震は、東日本地震を上回るマグニチュード9.1という大地震と大津波が想定されております。いかに、犠牲者を減らすかは、建物の耐震化や、火災防止、避難タワーの活用などによる迅速な避難が必要であると思っています。その中で、地震による、火災発生原因の6割が通電火災と言われております。その対策について伺いたいと思います。

まず、初めに、あまり聞き慣れない言葉だと思しますので、この通電火災とは何かと

いうのを教えていただいて、浜中町において、各家庭の消火器の設置率も併せて、教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） ただいまの、通電火災についてのお答えをいたします。通電火災というのは、大地震の揺れが発生した際に、起こるものではなく、ある程度、時間が経過した際に発生する被害です。大地震が発生すると、住宅内部のタンスが倒れたり、ストーブに可燃物が覆いかぶさってしまうなど、住宅内部が散らかってしまいます。大地震時は、多くの住宅は停電となり、地震が収まり、安全確認ができない状態で電気が復旧し、散らかっている部屋の状態で漏電や電気のショートなどで発生する火災を通電火災と呼んでおります。

次に、町内の一般家庭の消火器の関係でございますが、浜中消防署に確認しましたら一般家庭には、消火器の設置義務がないことから、消防でも設置率については把握していないという回答が返ってきております。

○議長（波岡玄智君） 5番秋森議員。

○5番（秋森新二君） 消火器の設置率を把握されていないということですが、信じられないのですが、この間、火災報知機の設置率がこれは義務化されておりますが設置率が89.8%、すごいですよね。それ以上に、消火器、火事になった場合は、もちろん震災、地震等があつて火事が発生した時には、南海トラフでも言っておりますが、消火器は1件に1台あるよりも、2台あつたほうが良いという事ですから、それが減災の一つの対策になるということですから、私は、各家庭に1本は持っていると思っておりますが、消防が発表されていないということはちょっと残念ですけれども。わかりました。

2番目に入りたいと思いますが、平成7年の阪神淡路、東日本大震災の建物火災で、通電火災と特定できたのは、それぞれ何パーセントか。また、通電火災の発症例を伺いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 2番目の、阪神淡路大震災の建物火災での通電火災の特定ということですが、これについては、総務省、消防庁の資料に基づいてお答えします。阪神淡路大震災、平成7年1月17日発生 of 全火災件数は、285件発生しております。そのうち146件が、発火元不明であり通電火災は85件で、火災件数総数の約

30%ということでもあります。

次に、東日本大震災、平成23年3月11日発生では、大津波が襲来する前に、地震により停電となっており、後に、津波起因火災の要因で全火災発生数が111件の発生があり、内3件が、発火元不明となっております。通電火災の件数は、58件で火災件数の約52%との記述があります。

次に、通電火災の発症例としてですが、地震で落下して壊れた電化製品、傷ついた電気コードなどでは、電気が復旧、俗にいう、通電した瞬間にショートし、その火花が周囲に燃え移って出火するケース、次に、電気ストーブ、白熱電球の電気スタンド、これらが倒れたままの状態に通電し、紙や衣類に触れて発火するケースでございます。

最後に、阪神淡路大震災では、最長で地震の8日後に出火したケースも報告されております。

○議長（波岡玄智君） 5番秋森議員。

○5番（秋森新二君） 出火元になるものとして、移動式の発電機等があるのですが、電気ストーブやオーブントースター、アイロン、ドライヤー、コーヒーマーカーとか数多く入っているようであります。それから、3番目の質問で、国も設置を促している火災予防の感震ブレーカーの基準・規格等の内容と、全国における普及率を教えてください。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 3つ目の国も設置を促している火災予防の感震ブレーカーの設置基準と比較についてご説明をいたします。感震ブレーカーの基準・比較ですが、震度5強以上の地震を感知すると、自動的にブレーカーを落として、電気を止める装置のことであります。平成28年3月現在で、安全センターから消防防災製品の推奨を受けた製品は、3種類となっております。3製品の特長の説明をいたします。1つ目は、一定の地震を感知すると、電気を止める仕組みを組み込んだ分電盤型、2つ目は、電気製品を繋ぐコンセントなどに設置するコンセント型、3つ目は、錘玉の落下やバネの作用など、物理的な力でブレーカーを落とす簡易型の製品であります。

次に、全国における普及率ですが、内閣府の発表した数値を使わせていただきます。内閣府が、平成26年2月に発表した世論調査によりますと感電ブレーカーを設置しているとの回答は6.6%であります。国の有識者会議や、一部の自治体で、感震ブレーカーの設置を推奨しておりますが、一般家庭の普及が進んでいない状況であります。

○議長（波岡玄智君） 5番秋森議員。

○5番（秋森新二君） ありがとうございます。最後になりますけれども、感震ブレーカーの設置の義務付けと助成を考えてはどうかと思っております。これに対しての、助成している自治体があれば教えていただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 感震ブレーカーの普及に向けた取組み状況というのが、平成28年3月に、内閣府防災担当より出されているのですが、その中で紹介されているものだけをお話したいと思っております。まず、神奈川県横浜市、茅ヶ崎市、千葉県市川市、佐倉市、岡山県新庄村、高知県四万十市、あと、東京都が紹介されているのですが、東京都は、木造地域密集地の指定がありまして、各区によってまちまちになっているようであります。義務付けと助成の考えについてですが、全国の自治体で、確かに感震ブレーカー助成の内容を様々に行っております。地震時に、著しく危険な木造密集住宅で地区を指定しての助成や、政令指定都市においては、不燃化特区に対して助成、さらに全市内などを指定するなどとなっております。地震による都市での延焼の恐れのある、木造密集市街地等の普及促進を目的としている状況であります。町民の大地震に対しての意識の啓蒙として、通電火災を防ぐにはまず、ブレーカーを落とすことですので、大地震による一時避難などで停電後に自宅を離れる場合は、必ずブレーカーを落とすという習慣を身につけなければならないと考えております。このようなことから、義務付けや助成は現在考えておりません。

○議長（波岡玄智君） 5番秋森議員。

○5番（秋森新二君） この助成の件ですけれども、簡易ブレーカーの説明が先ほどあったように、錘玉が落下して、ブレーカーを切るという簡単・単純なやり方なのですが、これが、3,000円プラス消費税なのです。それで、浜中町の世帯数が2479世帯あるのですが、全戸に簡易ブレーカーをつけた場合は、800万ほど。半額であれば400万ほどになりますが、安心して長期避難・一時避難もできますので、この位のことは考えてもいいかなと思うので、もう一度お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 政策判断ですから、理事者、どちらでも結構ですから、責任のある答弁をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 今回、ご質問いただいた通電火災については、あまり認識無かつ

たのですよね。私も無かったのですが。この質問を受けて協議して、今日まで来ましたけれども、国で勧めているのは、木造住宅密集地帯を狙っていると思っているのですよね。北海道は、住宅が離れているということもあって、どこもやられていないというのが実態としてはあります。ただ、今、やはり、災害を少しでも減災するという立場からすると、このこともしっかり考えていかなければならないと。これから地震が起きた時、まず、広めていきたいのが、ブレーカーを落とすということを、まず、このことを周知していきたいと。今まで一回もやっていませんでしたから、これから可能性があるとするれば、金額としてはそんなにしないのですよね。高いのになってくると、5万から8万とっておきますけれども、今、議員言われたのは、少ない金額でありますけれども、まず、そのことをどこまでできるか含めて、ブレーカーを落とすこと、地震が起きたらそのことを含めてやってもらう。そして、将来的には、金額的にはそんなに大きくないですから、仮に、その金額で助成しますよと言ったら、助成したところは付けたと。付かないところも出てくるということになるのかなと思っています。それだったら、強制的にと言ったらおかしいですけども、全部に付けてもらうというのも一つの方法かもわかりませんが、たまたま、今回、お話に出ました、火災報知器ですか、それは確かに80%を超えていると聞いておりますし、まず、その手のことを含めて、啓蒙普及に力を入れさせてもらって、そして、また、将来的には、検討する時期がまた来るのかなと思っています。なんか、考えさせられたというか、災害が大きくなる事を含めてのご質問だったと思います。是非、これから、そのことも含めて活かしていきたいと思っています。

○議長（波岡玄智君） 5番秋森議員。

○5番（秋森新二君） ありがとうございます。財源が潤沢になった場合は、是非とも実施していただきたいと思います。1件だけ付けても、意味ないのですよね。その地域全部が付けないと、意味がないので、その辺も考えて、将来的によろしく願います。

以上、私の質問はこれまでですが、この度、松本町長が決断した庁舎の建設建替え、一住民として心から歓迎を申し上げたいと思います。また、応援をしたいと思っています。耐震基準の満たない手狭な、また、老朽化した職場が安心と解放感のある職場に変わることは、職員の士気もまた高まると思っています。そしてまた、分散した職場が集約され、住民サービスにも繋がると思っています。また、防災機能を持った

役場庁舎は、防災の拠点でもありますし、浜中町が掲げる災害に強い町づくりの根幹をなすところだけに住民が誰しもが待ち望んでいるところでもあります。どうぞ、スピード感を持って実施にあたっていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 10番田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 通告に従いまして、質問をしたいと思います。

昨年6月に、町長は、庁舎建設問題を一度白紙に戻されました。その後、1年余りが経過し、職員の英知を結集し、この1年間、協議検討を重ねてこられたことと思います。その結果を受け、町長は、並々ならぬ決意を持って、この度、ご決断され、新たな案を提案されてまいりました。このことについては、敬意を申し表したいと思います。しかしながら、私は、3.11を上回るとされる規模の津波が、想定されている浜中町にあって、5年前の、あの大地震の被災状況、更に、この5年間の復旧活動から、我が町は何を学び、そして、どう活かしていくべきかという視点からも、やはり、どうしても町長の考えに賛同できません。一昨年の議論の検証も兼ねまして、再度、数点お尋ねしたいと思います。

まず、一昨年から昨年にかけての、町民の民意というものが、約半分、二分するような結果となったその争点は、大きくどのようことだったと、今、考えておられますか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただ今のご質問について、お答えしたいと思います。町民の皆さんの考え方が分かれた争点についてでございますが、争点としては、湯沸山、裏山に建設する案ですけれども、湯沸山に建設する案に反対の理由として、東日本大震災を目の当たりにし、その時のような大津波が本町を襲った場合、橋が寸断されるのではないかと、あるいは、ライフラインが寸断されることが予測され、湯沸山が孤立する。それが、長期化することによって、防災機能や、行政機能が発揮できなくなるのではないかと、そういったことへの懸念であると思っております。

また、平成24年6月に、北海道より発表された新しい津波浸水予測図の公表などによりまして、想定外の災害が起きた場合にどう対応するのかということへの疑問、これらが重なって、二分するという形になったのではないかと思っております。

○議長（波岡玄智君） 10番田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） ありがとうございます。まさに、私も、その通りであったと認識しております。この災害へのリスク、これへの考え方の違いが原点にあって、そこ

から出てくる様々な疑問、それに答える町側の姿勢、これに対して、やはり、大きな相違点があったと、私は認識しております。また地形の関係で、過去の津波経験から、マップが示すような状況にはならないだろうというこういう考え方もあります。また、午前中の一般質問にもありました、有識者・専門家の考えよりも、二度の津波を経験しそこから復興してきた住民、また、町職員の経験から来る考え方の方が正しい判断である、これもまた、実在する考え方であります。更に、どんなに大きな津波が来ても、上モノは流されても自分の土地は残るんだと、その後、我々は、再度、戻ってきて、復興に立ち上がると、これも固い決意であると私は信じておりますし、そうあるのだろうと認識はしております。要するに、かつて経験したことの無いものを、あの5年前の、3. 11というものの、そこで出てきた言葉が想定外という言葉であって、それを目の当たりにして、更に、それ以上のものがこの地に来るだろうと、公の機関が発表しております。それを受けての考え方の違い、ここなのです。先程、私達が、その有識者、あるいは公表した道の機関、そこからそういう第三者の目線からの意見を聴くべきではないかというのはそういうことなのです。決して、庁舎がどこにあるかというジャッジを求めるものではありません。このリスクへの考え方、これを、再度、共通認識持つために、こういう機関からの見識・見解というものが必要なんじゃないですかということを、再三、申し上げてきております。更に、町はライフラインが断絶しても、最悪、孤立状態に陥ったとしても、庁舎が浸水域から脱している以上、役場機能は維持できるというこういう説明をされております。それらを含めて、この、我々の前に示されている、リスクの受け止め方、それへの向き合い方、そういうものを、再度、考える必要があるという思いで、こういう有識者、道の危機管理対策室から、そういうリスクへの受け止め方を聞いてはいかがですか、という思いで、再三、申し上げてきております。何度も申します、決して、ジャッジを求めているわけではございません。これについては、どのように考えておられますか。先程、企画財政課長は、役場庁舎は、町独自で考えるべきだと、そんなのは当たり前です。浜中町のことです、浜中町が考えるのは当たり前であります。我々が申しているのは、このリスクへの捉え方、受け止め方について、伺っておりますのでその点いかがですか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 多少、こちらの答弁で、誤解があったのかという気もしますが、私どもも、ジャッジをしていただくとそういう観点では考えておりません。そ

こだけは、知っておいていただきたいと思います。過去にですけれども、ある道の方とお話をしたことがございまして、その際に、参考程度のことは言う人はいたとしても、あくまで、それは参考ということで決めるのは町だよ、ということがございましたので、それがジャッジという風にはならないのかなと思います。

○議長（波岡玄智君） 今の答弁では、どの方が聞いても不十分。リスクへの向き合い方についてしっかり答えてください。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） リスクについてでございますけれども、町としては、あらゆるリスクについて検討したと思っております。確かに、橋が寸断される、ライフラインが寸断されるというお話もありますけれども、その前に、住民の安全を守るというのが大前提という判断でございました。確かに、橋が架かっているということで橋が落ちるということが、絶対ないのかと言われれば、そういうことには、ならないのかなと思っておりますけれども、まずは、人の命を守ることが最優先であろうかと。その命を守ることによって、その後の復興活動にも携われるというように考えているところでございます。先程、9番議員のご質問に対してもお答えしたところですが、先ほど、議員おっしゃっておられましたけれども、私達、職員も津波災害、警報が出る度に災害対策で、現場に赴くなりして対応にあたっております。確かに、3. 11後ですね、それまで想定されていた津波の高さより、かなり高い津波であるというように、北海道より発表されております。それに基づいての庁舎の検討をしてきたつもりだと思っております。当然、その高さに耐えうる形での庁舎ということで、考えていたところであります。確かに、内陸部であれば、絶対に津波が来ないとも考えられますけれども、まずは、住民の命を守らせていただきたいという考えでありましたので、その点をご理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 10番田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） それはですね、後段の質問でもしますけれども、再三、伺ってきた答弁であります。もう一度聞きます。先程言ったように、町民の民意が二分してしまっただ理由の原点、ここが道が発表した、あのハザードマップが示す津波を考えた時のこのリスクの考え方の違いだと認識していますし、そういう答弁でありました。であれば、当事者同士で割れてしまったのであれば、そこに、第三者としての視点で発表した機関の考え方、こういう状況の想定ですと、そういうお話を聞いた上で、例えば、

我々、反対とした側の人間に対する説得なり、理解を求めるための資料としてそういう努力というのが必要だったのではないのですかと、私は申しております。もう一度聞きます。これから先でも構いません、これを求める考えがあるのかないのか、その点だけ聞いておきます。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 今、その津波対策、含めるとすれば、想定される中で、対応策を取っているのです、想定される中で。橋が無くなったり、想定される中でなんです、対応策取れているのは。ただ、今、逆に、想定外のことは対応できないのです。対応できるのだったら想定内になってしまいます。そこまで考えてくると、今できる、範囲、国・道で言っている範囲の中で、対応するしかないと思うのです。今できるとすれば、そういう形で、今までもこのことについて、対応を作ってきたと思っています。想定される中で。そして、考えた最善策として、高台移転だという最初の結論であったと思っています。その中で、3月で否決されてその後ですね、その前からも含めて、調査機関だとか先生を通じて、打診はして、今日に至っているのですけども、その参考例含めて、お話をさせていただきたいと思います。担当室長よりお話をさせます。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 今、町長が言われました参考例ということで、昨年の平成27年第1回浜中町議会定例会閉会後の翌4月に、庁舎の高台移転の件に関して、改めて、専門家といわれる2名の教授に相談をさせてもらっております。

1人目は、北海道大学大学院工学研究室、北方圏環境政策工学専攻、寒冷地建設工学講座、田村教授研究室の教授、田村享氏であります。この方は、北海道防災会議地震火山対策部会の専門委員でもあります。その中で、新庁舎建設に関する中間答申、最終答申、人口分布、津波の高さ、第1波到達時間などの資料に基づき、コメントをいただきました。回答内容は、大津波発生時に寸断される想定では、内陸部の浸水区域外へとなるが、役割は多くの町民を災害から守ることで、浸水区域を脱し、更に、避難時間も短いことから、町民の命を守る現役場庁舎の裏山へ建設すべき、と考えますとの内容でありました。

2人目については、群馬大学院広域首都圏防災研究所センター長であります教授片田敏孝さんです。この方は、釜石の軌跡として「津波てんでんこ」など、子供達への津波防災教育の徹底、さらに、根室市落石地区の「漁船の避難ルール」の策定など、防災研

究では、知名度の高い教授であります。資料等は同様のものを提示しまして、回答内容は、浸水区域外へ短時間でこれだけの町民が避難できる裏山があるなら、他の地区へ庁舎を含め避難を考える余地は無いとの内容でありました。専門家と呼ばれる、このような学識経験者の方々は、研究、論文発表、全国各地での講演など、多忙でございます。そのような中、今年4月に発生した、熊本地震によりあらゆる専門家や、大学院教授などが現地入りして資料整理等を行っており、著名な方々は、スケジュールが過密であり難しいものと考えております。

○議長（波岡玄智君） 10番田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） しっかりと、そういう取り組みをされていたのだなという点で安心しました。できれば、もっと早い段階で示していただければ、なお有難かったと思います。ちなみに、後程当然資料として、ご回答いただいていると思いますので、もし資料として出していただければと思います。

先程、5番議員の質問とかぶるかもしれません。要は、道が公表というか、策定すると言っていた、津波避難想定というものであります。私の認識では、本年28年の3月に、このハザードマップが示す規模の津波の被害想定、これを、道が策定をし、3月には策定が終わるという認識でございました。それで、この3月議会が終わった段階で、室長にお尋ねしたところ、それは、まだ、来ていないというお答えでありました。この6月までの間、私が調べた範囲では、すでに、この津波被害想定は、道で終えていて、そして、関係する自治体・市町村へは説明を実施したというふうに聞いておりますけれども、この私の情報が間違いなのか、それとも、先程5番議員が言っていた内容と違うのか、この辺をお聞きしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） ワーキンググループが、すでに平成25年度から作業を進めております。25、26、27年で出来上がった分については、中間報告書ということで公表にはなっておりますし、数値的なものも出ております。ただ、27年度ですが、この中間報告をもちまして作ったのですが、最終的に、国が、海溝型地震の関係で、29年度中に、また、被害想定なりを策定するということになっておりますので、それで、現在、足踏み状態です、と言ったのがこの事でございます。

○議長（波岡玄智君） 10番田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） その室長の手元にある、道からの回答は、いつ届いたもので

すか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） これについては、先週、振興局の方から、昨年27年11月30日の、第4回北海道議会定例会の一般質問の中であったものの、議事録等のコピーを私がいただきました。それで、私が、質問したのは、減災計画等の目標はどうなっていますかと聞いたら、現在、国の部分の追加待ちがあるということで、この資料をいただきました。

○議長（波岡玄智君） 10番田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 先週届いたというお答えで間違いありませんか。であれば、多分、私の情報の方が間違っているのだと思います。これは先程、大学教授の資料を出してくださいということと併せて、先程、室長の説明を、とても書き取れる状態ではなかったもので、できれば27年度までにまとめた内容でも結構ですので、資料として出していただきたいと思うのですが、というのはですね、あまりにも、被害想定が規模が大きすぎて、実際、公表をためらっている自治体もあるというように、私は、聞いております。でありますので、せめて資料として、その中間報告といえますか、それでも、結構ですので示していただきたいと思うのですが、そこら辺はいかがですか、先程の資料と併せてお答えください。

○議長（波岡玄智君） 資料の提出は、あくまでも議長の判断です。ですから、議員が資料の提出を願う時には、議長に言っていただいでください。そういう手順になっておりますから、直接的なやり取りではありません。議長にその旨伝えてください。

○議長（波岡玄智君） 10番田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 改めまして、先ほど申しました、2点の資料を求めたいと思いますけれども、許可いただけますでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 後ほど回答いたします。

○議長（波岡玄智君） 10番田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 先程も若干出ました、この役場本庁舎、イコール災害対策本部がこの地になければならないとした最大の理由、これが霧多布地区のみならず、海岸地区全住民の命を守るために目視ができ、そして、第三非常配備体制が維持できること、これを無くしては、命を守ることができない、であるから、ここに必要なのだという最終的な町長のお考えだったというふうに、私は記憶しております。現在、この海岸地区

に住まわれている職員の方々、およそ、90名かなというふうに思います。前回もお聞きしたかと思いますが、現在の年齢構成からいって、多い順に、50代、30代、20代、40代という職員の構成かと思えます。これはあくまで、海岸地区に居住している職員の数であります。ここしばらくと申しますか、4～5年位は、この第三非常配備体制、これは見直すことなく、維持できるものかなと考えますけれども、前回、この質問に対しましては、退職者数に見合った新規採用者数を採用し、そして、見直しが必要となった時点で、この配備体制は考えていくというお答えでありました。これは、今も同じ考えだと思えますけれども、再度確認しておきます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 職員数につきましては、年度末退職者、あるいはそれ以外の退職者の分につきましては、十分、補充しているということでございます。先程、議員おっしゃいました、海岸地区の職員構成につきましては、資料を持ってございません。集計次第、お示ししたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 職員数が、当面変わらなければ、現状の職員数がキープできますので、特別、変更するようなことは、現在、発生しないと考えております。

○議長（波岡玄智君） 10番田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 前回、質問して答えていただけなかった点、私が危惧するのは、現在は、多分、維持できます。ただですね、もう1点付け加えておきます。50代の職員の方々が、ほとんどが持ち家の方々であります。これもその上で、30代、40代の職員の方々が、これから先、自分の城であるマイホームを考えた時、この建設地区が無言の内にといいか、制限されてしまうのではないか、という思いがあるから聞いております。町職員も、消防署員も、大変崇高な使命感がございます。この使命感から、どんな状況下であっても職務を全うするべく、全力で取り組まれることだと思えます。であるから、なおのこと危惧するわけです。ただ、自身のお子さん、家族だけは、この災害リスクのない所にいて欲しい、こう願うのもごく自然なことであると思えます。この点は、町長に明確に答弁いただきたいのですけれども、この配備体制を維持する必要があるがゆえに、新採用職員も含め、職員の居住地区に制限・制約があつては、私はならないと思えます。そこの考え方、これは、町長に明確にご答弁いただきたいと思えます。決して、ここに建てたらダメだ、ということを申すわけはございません、当たり前

のことで、ただ、これを、この先ずっと配備体制を見直さずに、維持していく必要があるから、じゃあ、考えてくれよという話なのか、というそういう危惧があるので、そこら辺の考えを、町長にお聞きしておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） まず、第三非常配備についてお話ししますが、これはこのことが消えない限り、直らないと思います。第三非常配備はしっかり守っていかなければならないと思っています。それと住宅の関係ですが、制限する何物でもないと思います。ですから、それで、どうのこうのということにはならないと思っています。今までもそうやってきていますから、霧多布に住んでいる人、一部、茶内に住んでいる人もいるし、浜中に住んでいる人もいます。その中で、非常配備を含めて作っている訳ですから。何も制限をするつもりはありませんし、ただ、非常配備だけは、しっかりこれからも作っていかなければならない。今もそうですし、これからもそうです。

○議長（波岡玄智君） 10番田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 安心しました。なぜ聞いたかといいますと、前回、この90名という人数が、絶対必要なのだという答弁が室長からなされています。でありますから、あえて、町長に確認をしたわけでありまして、今の答弁ですと、仮に、80名しかいないのであれば、80名の非常配備体制を組むと、そういうふうに理解したいと思います。違っていたら、後で修正いただきたいと思います。海岸地区住民の命を守るため、これはもう第一命題ということで、誰しも共通認識かと思っています。ただ、この命を守るための第一の要件は、決して庁舎ではないでしょうし、避難道整備、これが、まず真っ先に優先されることだと認識しております。多分、再延長されるであろう、緊防債、これを活用して、懸案となっております火散布地区・丸山散布地区の避難道整備を実施すべきではないかと考えておりますけども、その点はいかがでしょう。

併せまして、実施計画まで行っていた、火散布の旧道を利用した、避難道計画の整備がなかなか予算化されてこない。どうなっているのかという思いもありますので、そこら辺の経過も含めて、説明いただきたいと思います。

関連して、前回の議会で質問しておりました、道道の複線化、これは、今、道の返答待ち、道の改めて行う交通シミュレーションを基に、道が示してくるそれを待ちたいということでしたので、併せてそれもお答えいただきたい。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 一点目の庁舎と避難道の関係ですけれども、これについては、先程来というより、前回の議会全員協議会でも、町長から言われていますけれども、十分検討していきますという事でございますので、この中で、検討していきたいと考えております。

次の2番目の、火散布避難道の関係ですが、議員、言われるように実施設計は終わりました。それで、今、地元協議はまだしておりませんが、歩道のタイプと車道のタイプに分けたかったのですが、結構、状況が厳しいものがありますので、いずれ、近々、地元自治会と協議をさせていただきます。それと丸山散布の関係ですけれども、これについても、道有林との事前の協議もございますので、それらを含めて、検討させていただきたいと考えております。

3つ目の、道道のシミュレーションの結果なのですが、平成28年3月25日に交通シミュレーションの調査が終わっておりまして、その後、また、再度、道が、その交通シミュレーションの内容のチェックをしたようであります。

まず、説明ですけれども、自動車による津波避難のシミュレーションを行っております。それで、琵琶瀬茶内停車場線は別海厚岸線との交点の部分、T字区間とするような形にして、交通シミュレーションを行っており、ここについては、局部改良をすることで琵琶瀬・仲の浜・新川西の方々は、時間内に避難することが可能との報告を受けています。別海厚岸線の新川十字路から榊町を經由して浜中方向に向かう場合については、シミュレーションの結果、時間内では、全ての車が避難することができないので、1車線の拡幅が必要だろうという方向でシミュレーションが終わっております。今後ですね、北海道と、町もそうですが、1車線拡幅に関しての地元との調整や、海側に設置するのか、山側に設置するのかということの方向性と、俗に言う、MGロードの交点については、事前に、自然保護団体なり、官庁との事前協議の調整を急ぎましょうとのことで協議が終えています。

○議長（波岡玄智君） 10番田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） ちょっと、前半聞き取れませんでした。要は、火散布・丸山散布、特に丸山散布については、かなり高額な整備費用となる関係もございます。でありますから、この庁舎のみならず、有利な財源である緊防債を活用して、これに間に合わすべく整備を進めるべきではないですか、という質問でありますので、それについて答弁いただきたいと思います。それと、議長、度々で申し訳ありませんけれども、今の室

長の、この道道の複線化に対する説明、正直、なかなか頭の中で整理できませんでしたので、これについても、議会に対してでも、資料として、提出いただきたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 後ほどお答えいたします。

○議長（波岡玄智君） 10番田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 火散布については、その旧道の実施設計は終わったけれども、何やら、その別な課題が出てきてということで、理解してよろしいのですか。それとも実施設計は終わったけれども、財源の関係、色んな事でなかなか進まない、再度、地元と協議と申しますけれども、地元との協議が終わって、実施設計まで行ったものだと私は理解していましたが、この点、もう一度、最初の2点と併せてお答え願います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 火散布の避難道について、実施設計は終わっておりますが、あそこに、真空下水道が入っていることによって、色々と制約が出てきたものですから、歩道案と、夏場は登れるけども冬場は登れないような車道案と、2通りのパターンを作って、成果として上げております。それらの協議を、地元としたいと思っております。2点目の丸山散布について、前回やった概略設計は、湖沼公園からのことでありましたけども、自治会の要望としては、そこから、直接、今の町営住宅の辺りから、林道に抜けて、直接コンテナの方に行ける車での避難道ということになっていきますので、その辺のコースの関係から、面的にから、調査を始めていかなければならないと考えていますので、若干時間が必要かと思っております。緊防債には間に合わないような気がします。

○議長（波岡玄智君） 10番田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 緊防債には間に合わせられないということであれば、3億～4億と言われていた、丸山散布の避難道整備というのは、財源的にもかなり後回しになってしまう恐れがあると思います。再度、要望として要望いたします。29年から31年まで延長されるであろうとされる緊防債、この活用に間に合わすべく、むしろ、それに間に合うように計画するのが、大事なのだと思うのですが、その考えは時間的に無理と判断したのか、それとも、緊防債でなくても財源的には大丈夫だという考えなのか、その1点だけ明確に。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 議員がお考えになっている部分は、湖沼公園で、概略で作った部分のお金のことだと、ルートのことだと思います。今、想定しているのは丸山散布1丁目の湖沼公園を過ぎて、道有林等の土地の関係もあるものですから、29年から31年までの緊防債に間に合わないような気がする、先程、お答えしました。

○議長（波岡玄智君） 10番田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 時間が無くなります。間に合わないような気がする、それではお答えになっていません。間に合わせるべく頑張るけども、時間的に無理なのであれば無理だと答えていただければ。気がする、では、間に合う可能性だってあるということですので。町長は、先の全員協議会の場で、将来的には、消防庁舎、診療所、保育所等を、この役場の裏山に移転する、そういう考えがあることを表明されました。前回の最終答申で、この役場庁舎を考えるにあたって、将来のまちづくりを考えて、新庁舎の建設場所を考えるべきではないか、という反対派といわれる、我々の意見に対しまして、将来のまちづくりの方向性を見出すには、中・長期的な視点で、検討を要することから、相当な時間を要する。従って、この町民の命を守ることを最優先に考えた、庁舎の建設に関しては、このまちづくりの視点は、入らないというお答えだったかなと記憶しております。しかしながら、他の施設も含め、この裏山に移すということは、すなわち将来的には宅地を造成し、この裏山を含めた湯沸山の上に、本庁舎を拠点とした、浜中町の中心市街地を形成していく、そういうビジョンなのかなというふうに、私は、理解しましたけども、その理解でよろしいのか、町長に答弁いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 公共施設の建設場所については、建替え時期が来ましたら、十分、検討しなければならないものと思っております。また、高台での宅地造成ということであると、用地取得や、インフラ整備、それに、かなりの期間、費用を要します。また、そうすることによって、当然、市街地形成が変わってしまいますので、町民の合意が必要になります。そのようなことから、現時点では、そのような構想はございません。

○議長（波岡玄智君） 10番田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） どう理解したらいいのか、時間も無くなる中ですので。でも、消防庁舎・診療所、私は、保育所については賛成ですけども、これら個々の施設について、ここで議論する気はございませんけども、でも、この裏山の高台に移転を考えてい

ると町長が全員協議会の場で申しました。それについて、私は「高台とはどこですか」と、再確認をし、その上で、この裏であるというお答えをいただいておりますので、ただ宅地までは、当然、今は考えていないということでもあります。ただ、施設を移すということは、将来的にそういうビジョンがあるのじゃないのかというふうに、私は捉えたのですけども、そうじゃないというなら、そういうふうに、どういう趣旨で、消防庁舎、診療所、保育所は高台という意味だったのか教えていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） それは、安全を守る、安全のためにというふうに思っています。それだけです。公共施設的にといたら、保育所も含めてとお話しされましたけれども、そういうことで考えていきたいと思っています。消防庁舎も含めて、消防庁舎は、ちゃんと上にいて、助けてもらうことも含めて、下に置いておいて、津波にのまれても困るということ、今、考えているところです。あくまでも、ここの線を超える人達の命を守れるような、逃げられるような、そのような所が、今の、役場の裏山の高台だと思っています。そういう形で言っています。ただ、住宅の建設とか、そうなってくると、まだそこまで、話は行っていません。まだ、話もちゃんとできない内に、そこまで、できないです。そこまで面積というのは、限定されてくると思いますけども、それは、その後で協議させてもらいたいと思っていますところなんです。

○議長（波岡玄智君） 10番田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） この庁舎に関連して、最後の質問をしたいと思います。

前回、副町長はこの答申に対する様々な質問に対し、明快な答弁ができなかったのは、裏づけとなるデータ、シミュレーション等が不十分であったというふうに、この議場で答えております。その意味で、先程、出てきた有識者の見解、更には、今般示された人口ビジョン、これを、更に、細分化した地区別の人口ビジョン等の資料を作って、まち壘になるのかどうなのか、別な機会があるのか、ともすれば、その方がいいのかと思いますけども、再度、そういう十分な説明ができるものを用意して、住民の賛成・反対は関係ありません。要は、住民に説明をして理解をいただくという、そういう機会が必要かと思っていますけども、その点について簡潔にお答えいただきたいと思っています。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） 説明の場と申しますのは、先程、町長も言っていましたが、今年の9月ないし10月、例年といいますか、2年に一度ですけども、願わくは早めに流

れを確定させるために、まち壘を早めて、その折に説明すると町長申しておりますし、資料関係につきましては、私共が説明するという立場に立って、必要なものは用意して、そして、勿論、住民の方々に説明したいと思っております。それがどういう形になるかはまた別です。我々の持っているもの、説明に足りうるものは説明したいと、何が必要なのかは、我々で、考えていきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 10番田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） ぜひ、明快な答弁ができるよう、用意されて説明に臨んでいただきたいと思えます。次の質問に移らせていただきます。

今回、この庁舎の耐震診断結果を受けて、町民・職員の命を守るために、早期に改築が必要であると、素早いご決断を町長がされました。職員の命を守るという意味では、茶内支所も一緒かな、というふうに思います。ここは、昭和53年に建築されていて、現耐震基準前の建物であります。この茶内支所の耐震診断、これは実施される予定はございますでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 茶内支所長。

○茶内支所長（渡部直人君） 茶内支所は、茶内合同庁舎として、昭和53年度に鉄骨コンクリート2階建て、床面積864.9㎡で建築から37年が経過しております。お尋ねのように、56年施行の耐震診断基準前でございます。耐震診断につきましては、施設の安全性の観点からも必要と考えますので、今後、耐震診断を実施したいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 10番田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 今後というのは、大変、曖昧な表現ですが、たとえば、今年度とか来年度とかに計画を立てて実施をしていくというそこら辺のはっきりした日程は今、答えが出るのであれば答えていただきたいですし、答えられないのであれば、もう一度そのようにお答えください。

○議長（波岡玄智君） 茶内支所長。

○茶内支所長（渡部直人君） 実施時期なのですけれども、この施設については、義務化されていない施設と考えていますが、やはり、安全性の面から、やる必要があると思えますので、実施時期について、今後、関係課と協議しまして、速やかに、耐震診断できるように予算要求等も含めて、協議して参りたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 10番田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 是非、早急に実施していただきたいと思います。

3点目ですけれども、茶内保育所ですね。これも、見事に耐震診断に引っかかって役場庁舎よりは若干数値的には良いのですが、倒壊する危険が高いという診断が出ております。そこでですね、先の全員協議会では、最終的に町長がこの1年位をかけ方向性も見据えて、決断をしていきたいというお答えでありました。これは現状、耐震に引っかかっております。定員も満杯になっていて、部屋数も足りないというのが、現状であります。保育室の児童1名につき面積基準があります。これは、1.98㎡以上という規定があります。これは前回、保育所長が、部屋の大きさを考えて足りない部屋を埋めるために移動して対応したい、と申しておりましたけれども、この基準を満たすことは、無理だと思うのですよね。あの施設のままでは。それでですね、向こうしばらくは、現在の常設2つ、へき地の今の状態を維持しながら、長期的には常設保育所2つという方向性をしっかり定めて、それを見越した、茶内保育所の改築というものが、今の手狭な環境を打破するためには、絶対必要だと思うのですよ。ですから、1年をかけて方向性を見出すというお答えでしたけれども、これは、是非そういう方向性で進んでいきたいと思っておりますので、その答弁をいただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 今、ご質問の中で、常設の2つを守ればというお話がありましたけれども、どういうふうにするのかというのは、まだ決まっていないのですよ。ただ、財政再建プランの時に、保育所の数はどうなのだという時に、小学校の数と同じというふうに決められたのです。それと、3.11起きた後に、運営委員会が諮問して、保育所の有り方ということで答申を貰いました。それは、将来的に保育所は1つで運営したらどうか、という答申でありました。ですから、今、4つ、そして、また1つ、そして今、議員言われましたけれども2つ、この2つは、まだ出ておりませんから、どうするのかということも含めて、1年間かけて方向性、そして、どうしていくのかを決めたいと思っております。私は基本的には、小学校の数かなと思っております。

○議長（波岡玄智君） この際、暫時休憩します。

(休憩 午後14時58分)

(再開 午後15時26分)

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

8 番前田議員。

○8 番（前田光治君） 役場庁舎の早期建設に向けてといたしまして、通告順に従い一般質問させていただきます。

私は、平成27年3月の定例会において、役場の位置を定める条例の一部改正案が出されましたが、賛成多数でありながら、地方自治法第4条第3項の規定による3分の2条項の壁を崩す事ができず否決されました。賛成多数でありながら、この結果を受け止め、統一地方選挙で庁舎問題に争点を置き戦ったわけではありますが、構図は変わることなく、現状打破に至っていないのであります。

よって、あらゆる方策を検討した結果、3分の2条項によらず、防災センター機能を備えた新庁舎は、現在地に建設すべきであるという結論に至ったものであります。町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 経過を含めてのお話になると思います。多少長くなりますけども、お許しいただきます。

防災センター機能を備えた浜中町役場新庁舎の建設につきましては、高台への移転改築に向けて、まちづくり懇談会をはじめ、議員の皆様とも協議を進め、平成27年第1回浜中町議会定例会において、役場の位置を定める条例の一部改正について提案しましたが、地方自治法第4条第3項の規定により、3分の2の同意を得ることができず、否決されました。その後、6月開会の、平成27年第2回浜中町議会定例会において、庁舎建設について、時機を期したいと申し上げたところであります。

先月、5月27日に開催されました、議会全員協議会におきまして、現庁舎の耐震診断結果とともに、新庁舎建設について説明させていただきました。その際、ご説明した内容を申し上げますと、耐震診断に関しましては、現庁舎は経年による、老朽化や、数度の地震に見舞われ、相当、ダメージを受けていることから、従前より、建物の耐震性に懸念があったところであり、その機能を維持していかなければならないこと、現状を把握するために、鉄筋コンクリート造2階建ての建物本体について、コンクリート調査、鉄筋調査、鉄骨調査等を実施したこと、実施した結果、コンクリート部分は、中性化が進行し、鉄筋、鉄骨部分についても、錆びが進行していること、耐震診断結果については、基準となる数値以下になっていることから、耐震性に疑問あり、と判定されたことでもあります。

次に、役場庁舎建設に関しましては、耐震診断で「耐震性に疑問あり」と判定された結果は大変憂慮すべきものであり、新庁舎建設に向けての重要な判断材料となること、万一の際に、町民はもとより、役場職員の命にかかわる問題であること、大規模な地震の震動及び衝撃に対して、倒壊し、また、崩壊する危険性が高いことから、早急に改築等の計画を進める必要があること。財源については、本年度末をもって終了となる、緊急防災・減災事業債の期限延長を要望し、活用を図っていききたい、そして、町民の生命と財産を守る、災害に強いまちづくりを、今後も、推進していくにあたり、防災センター機能を備えた、新庁舎建設は、重要な課題であるが、役場の位置の変更を伴う、高台移転については大変難しいことから、現敷地内を中心に、建て替えする方向で、検討を進めていきたい。以上の事をご説明したところであります。

9番議員の一般質問でも、お答えしたと重複しますが、私の思いといたしましては、現庁舎裏山への建設を完全に断念したわけではなく、職員の英知を結集して提出された答申に基づくこの案は、今でも、最善だと思っております。しかしながら、先ほど申し上げた、現庁舎の耐震診断結果により、庁舎の建て替えが必要なのも明らかであります。何よりも、本庁舎の安全性を確保するためには、新庁舎建設に向け、時間的な猶予はないと判断し、早期に、現在地への建設を目指して取り組んでいきたいと考えているところであります。

○議長（波岡玄智君） 8番前田議員。

○8番（前田光治君） 町長の答弁と多少重なる点があると思いますが、ご了承ください。

防災センター機能を備えた新庁舎は、この役場裏山が適地と思うところでありますが、反対された議員の賛意を得られない場合、現在地の、この35番地の1に建設するとし、早期に、基本設計を委託し、緊防債の延長要望が決まると思う、年内の11月か12月までに基本設計が上がるよう、臨時議会を開くなりして、予算措置が必要と思うのでありますが、この事に対しても、町長の考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 先程、9番議員さんの一般質問でもお答えしてございます。重複しますけども、早期の基本設計を、早い時期に予算計上してということでございます。先程も申しましたけれども、現段階では、作業的に非常に厳しい状況でありますので、議員おっしゃられます、11月か12月頃の基本設計というお話は、ちょっと厳し

いものがあると思っております。

○議長（波岡玄智君） 8番前田議員。

○8番（前田光治君） 町議としては、町民の命と財産を守るのが、全町議の仕事と私は思っております。いずれにしても、現在の庁舎の玄関より入ってきた所の上を見ますと、天井の亀裂や、事務所内に積み上げられている書類は、今後起こる地震では、書類が崩れ落ち、職員が犠牲となるような状態も考えられます。1日も早い新庁舎の建設を願っており、町長の考えを聞かせていただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 現役場庁舎につきましては、経年による老朽化、あるいは、数度の地震により相当ダメージを受けております。議員おっしゃられましたとおり、あちこちよろしくない様な状況もございます。加えまして、事務所も手狭になってきてございます。書類についても、議員おっしゃられましたとおり、壁側に積み上げられている状況もございます。また、3階に書庫ということで使用している部分もございます。この、3階書庫の書類整理を含めまして、庁舎内の書類整理を早期に進めることで、書類が崩れまして、町民の皆さん、それに職員のみなさんが危険な状況とならないようにしてまいりたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 町長。書類の加重的な積み上げというのは、これは、近々にやらなければならないことだと思うのですね。そういうような、質問内容がありますのでその辺、さらに、町長から具体的にですね、考えていることをご答弁願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 5月27日の全員協議会でも、私の方から若干触れさせてもらいましたけれども、まず、3階は、本来書類を置く場所じゃないと思うんですけども、結果的に、何十年もそこに置いてある、一部使っているということもあるんでしょうけども、まずそこを一掃したいと思っております。一掃といっても、要は、必要な書類は残しますけども、保存期限も決まっていますから、それを再確認して、原課が動いて、そして必要なものは、一つの例ですけど、空き校舎があつたら、一時そこに置いておくとかそれを、今、考えています。考えているといっても、やるぞと声を掛けていなくて、やりましょう、とみんな言っているんですけど、あとは、スタートするだけなのです。なんか議会が終わってから動く、という感じがありますが、そうじゃなくてなるべく早

くにやっていきたいと思っています。

○議長（波岡玄智君） 1 番加藤議員。

○1 番（加藤弘二君） 質問通告に従いまして、2 項目に亘って質問いたします。

1 項目目は、新庁舎建設についてです。1 つ目の質問ですが、昨年3月議会以来、1 年が過ぎました。町民からは、役場庁舎建設はどうなっているの。という質問が、寄せられています。このまま、しばらく建たないのではないかとこの心配からの問い合わせであります。また、今回の耐震診断の結果、横揺れ、縦揺れに関しても、耐震性に疑問があるという結果が出ております。

2011年3月11日の2時46分、ここにいた議会の人は、あの体験から、私は、今にも、この議会の議場が落下するのではないかとこの怖さに震えました。町民からの声と議場のみんなが体験したあの恐怖、そして、耐震診断の結果から、町長として、どのように応えようとしておりますか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 役場庁舎につきましては、昭和42年に建築されまして、従前より、建物の耐震性に懸念があったところでございます。また、防災拠点として、町民の生命と財産を守るため、その機能を維持していかなければならないことから、役場庁舎の現状把握をするため、耐震診断を実施しました。その結果につきましては、基準となる数値以下となっていることから、耐震性に疑問あり、と判定されたところでございます。この耐震診断結果につきましては、大変、憂慮すべきものであります。万一の際、町民はもとより、役場職員の命にかかわる問題であり、新庁舎建設に向けての重要な判断材料となったところでございます。このことから、何より、庁舎の安全性を確保するため、新庁舎を建設する時間的の猶予は全くないと判断し、早期に、現在地への建設を目指して、取り組んでいきたいと考えているところであります。

○議長（波岡玄智君） 1 番加藤議員。

○1 番（加藤弘二君） 早期に、そして、現在地に建てたい、というそういう答弁でありましたが、私も、そのような気持ちであります。それで、現在の地点に庁舎を建てるということになれば、3.11並みの大きな津波が来た時に、24年に発表された北海道の津波マップでは、この庁舎が建っている地点は、波の高さはどのくらいになると示されていますか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○**防災対策室長（小原康夫君）** 現役場庁舎の場所ですが、舗装面から、8.5m程度となります。そして、現庁舎の裏の部分では、現地盤から8m程度となっております。

○**議長（波岡玄智君）** 1番加藤議員。

○**1番（加藤弘二君）** この地点の、北海道で示した津波マップでは、8.5mから8mということです。それで、過去に、昭和27年の十勝沖地震による津波、それから、昭和35年のチリ沖地震の津波が、この町を襲った時、たぶん役場はこの地点に建っていたと思いますが、津波が押し寄せてきた具合はどうでしたか。

○**議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

○**防災対策室長（小原康夫君）** 私共が持っている、資料・写真等を確認する段階では、庁舎自体には、津波の波は被っておりません。庁舎前の、今の旧5の通りといいますか、その辺で終わっております。

○**議長（波岡玄智君）** 1番加藤議員。

○**1番（加藤弘二君）** 今、言われたとおり、庁舎には至っていないと。では地形上ですね、庁舎に至っていないという理由は、どんなふうを考えられておりますか。

○**議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

○**防災対策室長（小原康夫君）** 地形上から申しますと、浜中湾から押し寄せた津波、それと、琵琶瀬湾から押し寄せた津波に関しては、ちょうど、役場の正面から向かって左側に約45度位の角度で侵入している写真が見当たります。ですから、その部分を波が行ったり来たりしたような状況の写真がありますので、そういう状況と、あと地形的に裏山に向かって、若干、高くなっているということも起因していると思います。

○**議長（波岡玄智君）** 1番加藤議員。

○**1番（加藤弘二君）** 太平洋からやってきた津波が、湯沸山の両サイド、すなわち、琵琶瀬湾から入ったり、浜中湾から入ったその波が、ずーと真っ直ぐ対岸に行く訳ですが、対岸はずっと湿地帯になっておりまして、湿地の奥まで波が行ったという記録もあるんです。普通、対岸にぶつかったら、その返しで、ここの庁舎も被害を大きくもたされるのではないかと思うんですが、実際には、そういう事ではなかったと。それから、よく言われるのは、アゼチの岬のはずれに、通称、小島と呼んでいる島があるんですが、チリ津波の時に小屋を建てて、昆布小屋のために、そこで過ごしていたという人がいたという話も聞きますが、太平洋から押し寄せてくる時は、両側に高い波がこう行く訳で、ちょうどその島の懐にあたる、こちら側の砂浜の所は、津波にやられることはなく、破

壊された家の木材やら何やらが、堆積したというふうに地元の人から聞いております。そういう点で、私は、町長が、この場所に庁舎を建設するという点で、やはり、一番心配なのは、波がどのくらい来るんだということが一番心配ですが、今、言われたとおり、2回の津波からは免れていたと。そんな事も、一つ頭に入れながら、庁舎建設について考えたらどうかなと思う訳です。それで、私は、この霧多布の津波災害について、最も大切なことは、避難道だと思います。それと、霧多布の東から湯沸山に登る道路と、水取場の小松牛乳の方から上がっていく避難道2つでは、詰まって、なかなかスムーズに進まない。従って、この火防線から真っ直ぐ上がる道路を付けて、まず、避難するという安心して、渋滞にならないようなものを造っていくというのが、庁舎を建てると同時に、それ以前に、避難道をきっちり確保すると。山の上に庁舎を建てる計画の時、その火防線から真っ直ぐ上に登る避難道というのは、2車線なのか3車線なのか、それはどんなふうにご検討おられましたか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 避難道ですけども、先月27日の議会全員協議会で、町長は若干お話ししております。耐震診断結果が悪かったということで、現在、敷地を中心に改築を考える、防災センターは新庁舎に機能を持たせる、それと、併せまして新しい避難道整備もしっかり作っていきたいというようなお話をしております。避難道につきましては、当初の計画、裏の高台に、庁舎を移転ということでございますけども、その時点で、現在の火防線と同じ幅員になるのではないかとということで、3本目の避難道を、ということを考えていたところであります。この度、庁舎の高台移転ということではなく、現在、敷地での検討ということになっておりますけども、庁舎の建設場所が、どこであっても3本目の避難道というのは必要ということで考えておりますので、当然、避難道を整備するという考え方に、最初からあったその考え方に変更はありませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 1番加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 避難道、少なくとも火防線の幅でというものと、また、歩いて登るといってもおられると思うので、ジグザグ型の手すりの付いた階段の歩道、そんなのも必要だと思うんです。しかし、今の敷地の中で、避難道は作るは、庁舎を建てるはということになれば、すごく狭い感じで、北海道弁でいえば「あずましくないべや」と、狭いだらうという話ですよ。

それで、私は考えたんですが、町長の方からは、湯沸山建設を諦めて、現在の場所に庁舎建設する方向だと聞いた時に、私は、大変ショックでした。いい案だったのに、と思いました。しかし、同時に、何とか建てる方向はないかと色々考えてみましたけれども、未練がましく、いつまでも、湯沸山に固執するのは良くない、それで、現地に建てた方がメリットがあるのではないかと、という考えをしていました。それで、思いついたのが、地震が起こって、津波がやってきて、数波の波が寄せては返し、それでも収まるのは24時間、1日で収まるのではないかなと思います。津波がやってくるのは、50年に1回、日数にして1日に換算すると、18,250日あります。このように考えれば、湯沸山に登らなくとも、ほぼ平地である庁舎を、後の18,249日は庁舎を使える訳で、いつ来るか分からない、忘れた頃に災害はやってくるということで、それに備えて大きな金をかけて、あの山の上に建てるよりも、日常普通に、下駄履きでバツと行けるような、そんな庁舎があってもいいのではないかと思いついたら、これはなかなかいい案だなと。私は、そんなふうに思って、そのためには横にずらさないでだめだということになるのですよね。それで、横にずらす方向は、1番目の議員さんでもありましたし、私も、後で質問したいと思いましたが、横にずらして西4条1丁目の方に本庁舎をずらして、5階建ての庁舎を立てるとというのがどうかなと。それこそ、あずましく道路も造る、庁舎も建てる、そういう考えに至ったんですが、町長どう思いますか。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 5月27日の議員協議会の説明の中でも、明確に、場所は言っていないですね。言っていないんです。35の1を中心にやりたいと。ですから、考え方としては、庁舎の前もあるかもしれませんが、おっしゃるとおり、西に行くこともあるかもしれませんが、地盤の固い山側、裏側の方に行くかもしれません。それは、ぜひ検討させてもらいたいと思っています。それと、やっぱり道路なんですよ。町民求めているのは。ただ、高台に移転する時の話からすると、道路は、何も先にやってもおかしくなかったんですけど、今度は、庁舎がらみでここに建てるとなった時には、どうしても道路が一番最後になるのかなというふうに思っています。最後になるといっても、続けて環境整備含めてやっていきたいと思っています。だから、セットだというふうに考えて、道路が真っ直ぐ付くのか、少し曲がるのか、勾配はどうなのかということを含めて検討していきたいと思っています。ぜひ、いい方向で、そして、計画ができれば、また議員の皆さんにも協議していきたいと思っています。

○議長（波岡玄智君） 1 番加藤議員。

○1 番（加藤弘二君） 次に、現在地から西の方が中心になって、庁舎が建つことについて、私は、議員の3分の2の賛成がなくとも、移転できるのではないかと、というのは、地続きだからいいのかと思っていたんですけど、9 番議員さんの質問に対しては、そういう答えではなかったんですが、3分の2条項というのは、ここでも活着ているのかどうか。答弁願います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 地続きということでございますけども、地方公共団体の事務所の設定又は変更につきましては、今、お話しされております、地方自治法第4条第1項で、「地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。」としております。

また、第3項で、第1項の条例を制定し、又は、改廃しようとするときは、地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならないというふうに規定されております。これが、例え、地続きであっても所在等が変わりますので、この3分の2条項というのが必要となっております。

○議長（波岡玄智君） 1 番加藤議員。

○1 番（加藤弘二君） 3分の2条項は活着ているということで、それで、私は合筆というのを分からなかったんで、9 番議員さんの質問に対して答えたのは、東4条1丁目と西4条1丁目を合筆する、合わせると。そうすれば、全体が使えるという、そういう答弁だったように思うんですが、その辺、もう一度説明していただいて、そして、それが可能になるのは、どういう方法なのかということも説明していただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） まず、土地の合筆でございますが、Aという土地と、Bという土地、当然、隣接地ですけども、それを登記簿上、一緒にするというのが合筆ということになります。その条件として、土地の所在の住所、表題部というのですが、それが一緒でないと合筆はできません。今、問題になっているのは、ここは東4条1丁目35番地1、隣接地につきましては、西4条1丁目というように、住所が違いますので、合筆はできません。ただ、西と東の区域といいますか、それを変更して、同じ住所に、仮に、東4条というふうに同じ住所にすれば、合筆は可能となっております。

○議長（波岡玄智君） 1 番加藤議員。

○1番（加藤弘二君） その合筆する手続きはどのようになりますか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 区域変更でございますけども、今、東と西に分かれておりますので、西の方を東の住所に変えまして、それは、議会の議決を必要とするものであります。その上で、合筆ということになります。

○議長（波岡玄智君） 1番加藤議員。

○1番（加藤弘二君） わかりました。一つにして、そして、議会の承認を得てそこに建てるができるということで理解いたします。私、どうして、この5階建にしたらいいかということ考えたんです。それは、ここの防災ステーションの上の方に山があるんですけど、うねが降りてきていて、山の方にアンテナが2本立っています。あそこに上がってみたら、ちょうど、琵琶瀬湾と浜中湾、それから、霧多布が一望できる。波がぐーとやって来て、波がどうなっているかが一望できるのが、あの地点で、私は5階建にした方がいいんじゃないかという。

これは、私が、毎年、震災以来訪問している山田町の庁舎が、まさしく地下1階、地上5階建の庁舎でして、町が一望できるというそういう所です。私の構想としては、一番上に町長室、それから防災対策室、それから防災ステーション、最上階をそれにして、陣頭指揮を取れるのかなと思います。それから、ワンストップでやるのは、階ごとに関連する課を持ってきてやればいいし、それがまた、避難所として、一時避難するということで、家がやられて、みんな一日は山の上に逃げたにしても、波の引いた後は、庁舎が避難所になるという、そういう形でやれば無駄のない、建設しても、避難する日が1日しかなかったとかということではなくて、長い時間、津波に襲われた以降も、仕事を普通に進めながら、庁舎の利用が十分できるというようなことで、私は、上に最初に構想を立てたような建物を建てるよりも、町長が提案した、この場で、もっと広げて庁舎建設するという、そういうことが無理なく建設方向に進めれるのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 先程、町長も申し上げておりましたが、西側も検討材料だというふうに考えているところでございます。先程、総務課長の答弁にもありましたとおり、西側にいくには、3分の2議決を要するか、あるいは、その前に町の区域、字名を変えて合筆する、ということも考えられますけども、それも一つの方法かなと。ま

た、新庁舎でございますけれども、当然、避難用庁舎として活用するという形で考えております。新庁舎につきましては、防災中枢拠点としての機能を確保する、更に、議員おっしゃいましたとおり、津波が引いた後には、そこが自動的に、長期の避難所となる施設にしたい。それから、町民の利便性を図るために、ワンストップでお客さんを迎え入れられるような庁舎かと思っているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 1 番加藤議員。

○1 番（加藤弘二君） 次の質問に移ります。この間、学識経験者を入れて設置場所を検討すべきだ、という意見が根強くあります。私は、浜中町の地震・津波に関する専門家は、北海道の津波マップを作った人以外にはいないかなと思いました。もし、学者がいるとすれば、津波マップは正しくない、私の研究はこうだという学者が必ず出てくるはずです。

例えば、河岸段丘・海岸段丘、海岸が突然沈下するというそういうことだとか、あるいは、活断層が走っているだとか、火山の傾向がこの地下にはあるとか、そういうことから、学者がいるはずなんですけど、しかし、この間、地学に関する学者が育ってないというのが私の結論なんです。今から、50年前、北海道にいくつかの国立大学がありましたが、どの大学でも地学に関する、地下資源に関するそういう学部がありまして、よくその人達は、川を歩いて石を割って、どういう地形なのか、ずっと調査して、一緒に山登りした人からは、この石しょってってくれて、帰りは、行く時より重い荷物をしょって帰ってきた記憶があるんですけども、そういう地学という勉強が、どの大学にもあって、すごくみんな、興味を持ちながら、地下資源についてやった訳ですけど、いつの間にかこの分野は、あまり金儲けにならないのか、騒がれなくなりまして、どんどん潰れていきました。

その結果、地震・津波に関するスペシャリストがいなくなりまして、よく町長は、先程、言われました、北大の何とか学部、こういう人を二人も見つけて、確かめたというのは、私はすごい事だと思います。こんなふう気付いたのは、九州の熊本地震のことです。何と、最初にあった、大きなマグニチュード7.2だったか、1だったか、あれが起きた後に、更に、大きな地震が発生して、気象庁は、あれが前の震災でこれが本災だということで、全く粗末なことだったと思います。私は、あの九州の狭い地域に地質学の研究者がいれば、あんなことはなかったと思います。今にこういうのが来るぞというそういう学者がいたはずなんです。それがいなかったというのは、全く、そうい

う所に、日本の教育では、金をかけていないということが、お金をかけて、専門家を育ててなかったという結果があんなふうになったのだと私は思います。そういう点では、学者を作ってもらいたいと思います。それから、もう一つ考えたのは、伝承です。昔から、ここに住んでいる人達の伝承、津波が来るぞ。来たらすぐに、山に逃げなきゃだめだと、この辺では、よくちらっと聞いたのは、ばあちゃんの話では、アイヌが、湯沸山を越える位の、大きな津波がやってきた時に、木にアイヌが上がって、そして助けを求めていたという、そういう事が口伝で、私の耳に入ってきたのもあります。それが、歴史が流れている間に、一杯そういうのがあって、大きくなったり、小さくなったりして伝承されてきたものだと、私は思うんです。ただやっぱりDNAといいますか、ここに住んでいる皆さんは、「津波、逃げろ」という、このDNAは、過去の祖先からずっと繋がれていると思います。私は、はっきりしているのは、教育委員会の生涯学習課で持っている遺跡です。遺跡が、ここに昔から、この役場の建っている所に、昔から人が住んでいた、それから上にも遺跡はあります。上に行ったり、下に行ったりという、ここにも津波を経験しながらも、やはり、役場庁舎のここに住んでいるという、居住していて、土器も発掘されていますね。そういうことからしても、広い霧多布ですが、この役場庁舎のその下に遺跡があったことが、私は、やっぱり過去の学者といいますか、そういうものを私達に教えているのかなと、そんなふうに、私は思いました。あちこち、話は飛んだんですけど、最後に、保育所・消防署を湯沸山の上に移したいという構想にも私は賛成です。町長が、27日に言われた時には、えっ、まちづくりがそんなに変わるのかと思ったんですが、実は、私、この5月8日、連休の後半に、また、山田町に行ってきました。山田ではどうなっているかなと。そうしたら、山田に行く途中で大きな発見がありました。田老町という、10mの防潮堤2本があるんですけども、それがやられても、波が越えて来て多くの被害者を出して、やられた所は、全部、建物は建っていません。3年目から、山に、ぐーと落ちて行く尾根があるんですけど、そこは、標高100m位の所を30m位削って、平地にして、切った土をずっと広げました。そこに道路が付いていて、車でも行けるようになっています。1戸建の住宅が、何戸あるのと聞いたら、150戸今建ててますと。行った所に、立派な保育所が、立派な保育所ですね。住宅街の真ん中に建ってまして、山の麓の方には、4階建のアパートが2棟も建っていました。要するに、下に住んでいた人が、上に住んでいる。消防は見えなかったんですが、町長提案の消防も、やはり保育所も、保育所の子供達、手がかかりますから、

やっぱり安心な所で生活している方がいいだろうし、消防車も水に浸からないで、安全に、やっぱり仕事ができるのがいいのかなと、そんなふうに思いました。質問ではなくて、町長提案で、いくつか驚いたことがあったんですが、それは、東北の被災からの復興に向けての姿を見てきて、私は、いい考えだなと思って賛成いたします。

それで、2項目の質問に進みたいと思います。一つはネット依存症から、子どもを救おうと、これは、私、最近色々な相談を受けているのですけれども、中学2年生が勉強もしないでネットで、夜、夜中まで、昼夜逆になって夜中の1時、2時まで起きていて、ネットをやっているって。注意したら、親子喧嘩になるというのですね。それから、少し精神的に遅れている、21歳の人ですが、ネットでゲームをやって、グリーというやつを着せ替えをするゲームなのですが、課金をして、自分を見立てて頭の上から足の先までファッションをするうちに「いいね」とか「ダサい」とかそういう言葉が返ってきて、それにお金を使って、ちょっとの間に、200万円借りてしまった、というネットの被害者というのがいるのですね。私、小学校から中学校までネットを与えている家庭も多くいると聞いていますが、具体的に質問させていただきます。

一番目の質問ですが、小学校から、パソコンの授業が入ってきている。中学校では、1時間の授業を、すべてパソコンで授業をすることもあると聞くが、どうなっているのか。果たして、中学校でパソコン授業をやって、人間の発達に、本当に役に立っているのか。いかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（大西展史君） 議員がご指摘のとおり、小学校段階から、パソコンを使った授業というのは実施されております。小学校では、コンピュータで文字を入力するなど、基本的な操作に重点においた授業活動、中学校では、小学校で身につけた知識や、技能を基に、特に技術・家庭科の分野を中心に、情報手段の統制・しくみなど、理解させ、情報技術の活用に関わる能力を身につけるための学習を行っております。このような授業を実施している背景としては、現在、これから、ますます社会の情報化が進展していく中で、生徒が情報を主体的に活用できるようにするとともに、情報手段の特性など理解することや、あるいは、情報モラルを身につけること。すなわち、情報活用能力を育成することが、一層、重要となっていることだと考えます。

ですから、現在、小中学校で行われている授業において、インターネットを安全に賢く使いこなす力を育成する、という意味からも、その授業は、これから社会にとって不

可欠であり、その方策としてパソコンを活用した授業は、役立っているというふうに考えております。

○議長（波岡玄智君） 1 番加藤議員。

○1 番（加藤弘二君） 2 番目の質問ですけれども、スマホや i パットを持っている子供が増えていると聞きますが、果たして、小中学生に、携帯や、スマホ、i パットを持たせる必要があるのだろうかということについてはいかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（大西展史君） 先ほど、学校の教育内容としましては、インターネットの活用についての指導は避けて通るのではなく、むしろ、充実させていくことが重要というようにお話いたしました。そのインターネットの入り口である、携帯電話やスマートフォンを、例えば、小中学生の段階で所持させることが、必要不可欠とまでは考えてはおりません。ただ、この判断については、小中学生の子どもに、スマートフォンを持たせる、あるいは、使用させることについて、やはり、保護者が判断と責任を負うべきものであり、大切なのは、そういった情報端末機器のメリット、あるいは、リスクを正しく認識し、子どもに、インターネットに関する知識や、モラル・コミュニケーションなどが、どの程度身につけているのかを見極め、判断していくことかと考えます。

○議長（波岡玄智君） 1 番加藤議員。

○1 番（加藤弘二君） 3 点目は学校に携帯、スマホ、i パットを持っていくことが許されている学校というものはあるのですか。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（大西展史君） 本町では、どの小中学校も、学校に携帯電話を持ち込むことは許可しておりません。高等学校につきましては、許可しておりますが、校内では電源を切り使用しないこととしております。

○議長（波岡玄智君） 1 番加藤議員。

○1 番（加藤弘二君） ちょっと外れるのですが、今、町で行き会う子どもというのは土曜、日曜珍しいのですよね。私も、教員やっておりましたから、子どもと話をしたくて「名前、なんていうの」と聞いたら逃げられまして、「先生から、知らない人から話しかけられたら返事したらだめだよって」言われて、逃げていきましたね。とっても寂しい思いをして、私は、この浜中町で、悪いおじさんがいるから気を付けろよってという教育というのは、何か悲しい感じがしたのですね。室長はどう思いますか。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（大西展史君） たとえ、浜中町であっても、見知らぬ人への対処の仕方はその子のとった行動というのは、非常にしっかりとした態度であり、そこの学校の先生は、非常にきちっとした指導をされているなと思います。ただ、心情としては、寂しいというのは、私も同様であります。

○議長（波岡玄智君） この問題は、教育長が何か話をしたいということがありますので、教育長どうぞ。

○教育長（内村定之君） まさに今、室長が言ったとおりであります。学校現場として外部に出て、表で活発に遊ぶという機会がだんだん少なくなってきております。そういった中で、突然、声をかけられるというか、いつも見かける方であれば、子どもも、認識をもっていると思いますから、当然、許す事もあるかと思いますが、全く知らない人に声をかけられたら、学校としては、決して乗ってはだめだと。乗るというのは、車にしてもそうですし、話に乗ってもだめといった教育は、しっかり学校の現場からは生徒に伝わっているなと思っております。

○議長（波岡玄智君） 1番加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 私は、いい教育をしているなと思わないのは、時代の差かなというふうに思っています。私たちの時代は、どんどん話をしなさいよと。その人が、いい人か、悪い人か見極めるには、やはりおしゃべりをしないとわからないから、小さい時から、色々な人とおしゃべりをして、色々な人と、色々な仕事をして、こいつは良い奴だ、悪い奴だと、時には、喧嘩してみたら、あいつはいい奴だったとか、こういう人生経験を少年の頃からさせておいて、自分の身に危険を感じた時には、どうしたらいいのかと、自らが知っていくことの方が、私は、現実的でいいのかなと思います。そういう子どもが大きくなって、札幌に行って、結構だまされるのです。浜中出身のまじめな子どもたちは、結構だまされて、してもいなかった借金も背負わされるような、そんな状況も聞いております。

時間も残りわずかになってきておりますので、4つ目の借金を試みたり、勉強もしないで、スマホばかりいじって、ゲームやSNSをやったりということですね。依存症になるという、スマホからiパットからインターネットから離れられないという依存症が、今、出ているようなのですが、その依存症が、全体的にどの位いるのかというデータはありますか。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（大西展史君） ここでは、北海道教育委員会が、平成26年に実施した道内の抽出した公立中学校、高等学校それぞれの、第2学年の生徒を対象に行った、インターネット利用実態調査のデータからお話させていただきます。

その調査結果からは、電子メディアの不適切な使い方、あるいは、長時間の接触等によって、家族や友人との人間関係に、マイナスを及ぼしたり、また、ネット依存や生活習慣の乱れ等から、心身の健康を崩したりしている生徒もいる等の課題が浮き彫りになっております。具体的な数値としましては、中高生の53.9%が、1日2時間以上インターネットを利用し、16.3%が、5時間以上インターネットを利用していること、インターネットを利用するために、睡眠時間や、勉強の時間を犠牲にしている生徒が、中学校で30%程度、高校生で40%いることから健康面、学習面への心配されることが挙げられております。

○議長（波岡玄智君） 1番加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 最後の質問になります。スマートフォンや、携帯電話はみんなが持っているから買ってほしいと、ずっと、言われていて、あるいは、じいちゃん、ばあちゃんが買い与えてもらって、大変だという家庭もあるのですけれども、やはり、子どもに、そういうものを持たせるには、親も無知であってはならないと思いますし、あるいは、子ども達にとっては、室長の方から、1日2時間利用しているのが、53%とか、5時間やるといったら、本当に、依存症になっておりますよね。そういうふうにならないように取り組みというのは、教育委員会として音頭をとって、子ども達や、先生たちや、父母たちが、正しい使い方というか、ルールといいますか、そういうものを作っていくというの、是非、町内でもやってみてはいかがかなと思います。そういう、他の町の例とかあれば、説明しながら、本町としては、どういう形で進めていきたいかということをお願いします。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（大西展史君） 議員おっしゃるように、家庭がしっかり責任を持ってという側面もございしますが、やはり、学校と家庭が連携すること。教育委員会がそれについて、働きかける事は必要だと考えます。

この情報交換化社会において、電子メディアに依存するのではなくて、それを安全に賢く活用していくことができるように、学校や家庭の情報による教育力を高めるための

研修の機会は必要だと思います。研修会等については、様々な、自治体の取り組みが最近、新聞報道でも紹介されておりますし、その形としましては、例えば、学校が先導的な役割を果たすケース、あるいは、PTAが中心となるケース、あるいは、児童や生徒会が、自分たちのルールを自ら作成する取り組みといったケース等があります。本町においては、どのような形で、教育力を高める取り組みをしていけばいいのかということ、実施の対象や範囲、具体的な内容については、関係機関と協議しながら、1番、実行的な対策について検討していきたいと考えます。

○議長（波岡玄智君） 1番加藤議員。

○1番（加藤弘二君） このインターネットの話は、私、本当に知らない分野でして、こういう相談を受けて、初めて大変な問題だなと思ったのですが、子どもの教育、特に小中学生、それから高校生、それから世の中に出て行った子どもたちが、節度を持ってやるというのは、やはり、浜中町の教育というのが大事かなと思うのですが、最後に教育長、今日の質疑の中で、感じられた事などお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 教育長。

○教育長（内村定之君） まさに、こういった時代で、iフォンもそうですし、iパットも、実際、我が家にもあって、自分も使っていますし、小さい子供もいて、使わせていた経験もあります。それで、必ずはまるというのではなくて、ある程度、賢く、節度を持ってという約束をしかり、保護者と子どもが約束し合って使っていると。それが、広く伝われば非常にいいのかなと思います。

冒頭、親が注意したら、親子喧嘩になるというお話が出ました。これは、親御さんをしっかりそういった勉強会、研修会をするのも大事ですが、その子どもも、一緒にしていかなければならないというか、そういう状態が、現実としてはあるというのを、私も認識しております。浜P連の研修会の中で、学習講演会というのがあるって、厚岸警察署にお願いして正しいiフォンなりiパットなり、ネットの近い方というかそういった研修会も過去にはやっておりますし、そういったことで、これからはですね、先ほど室長が申し上げたとおり、親御さんも含めて一緒になって、節度ある使い方というものを、しっかり研修していかなければならないと思っております。非常に便利である反面、はまってしまうと大変なことになるというか、そこら辺を、分別つけるような教育をしていきたいなと思っております。

◎延会の議決

○議長（波岡玄智君） 時間を少し残しておりますけれども、議事の進行を考慮して、本日の会議は、この程度にとどめ延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎延会の宣告

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日は、これで延会します。

（延会 午後 4時38分）

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議 長

議 員

議 員